



NAGOMi

National Association for  
Global & Open Minded  
Communities

# 開国なくして、成長なし。

～「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を～

第22回 NAGOMiフォーラム

(第4回 仙台会場)

2026年3月13日

NAGOMi 副会長  
元厚生労働大臣 塩崎 恭久



## <目次>

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を    | 2  |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現         | 7  |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡     | 13 |
| 4. 求められる「基本法」の制定                 | 29 |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改革      | 38 |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を | 49 |

## <目次>

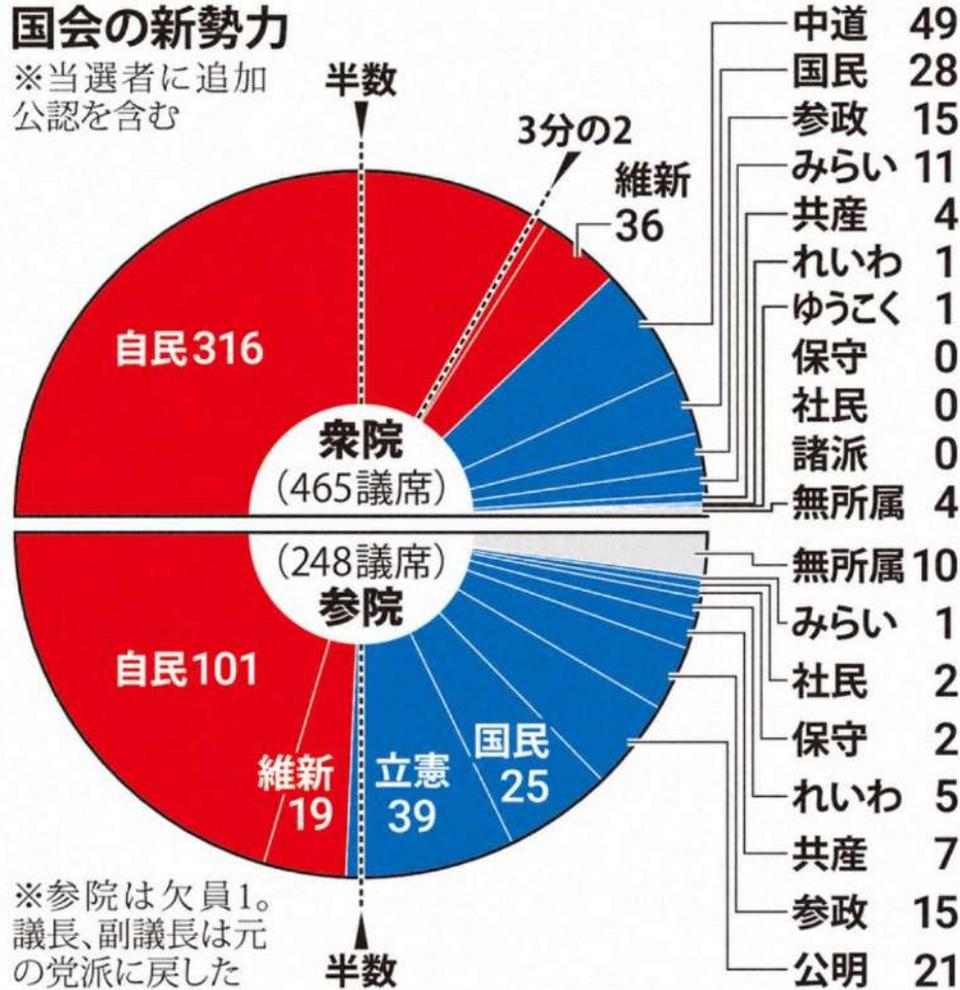
- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を    | 2  |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現         | 7  |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡     | 13 |
| 4. 求められる「基本法」の制定                 | 29 |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改革      | 38 |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を | 49 |

# 若者・現役世代の支持増をバックに、自民党が圧勝した2026総選挙

## 現在の情勢

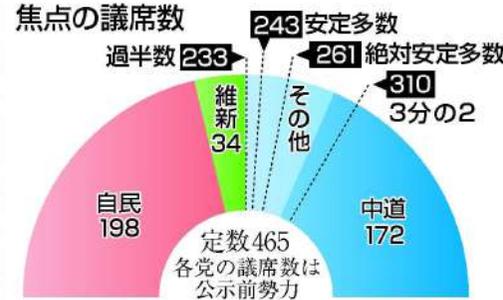
### 国会の新勢力

※当選者に追加公認を含む



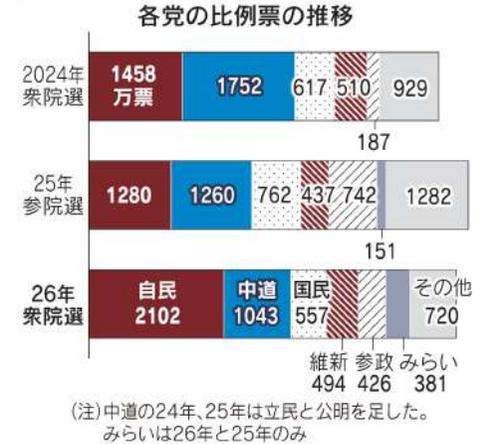
※参院は欠員1。議長、副議長は元の党派に戻した

## 2026総選挙前



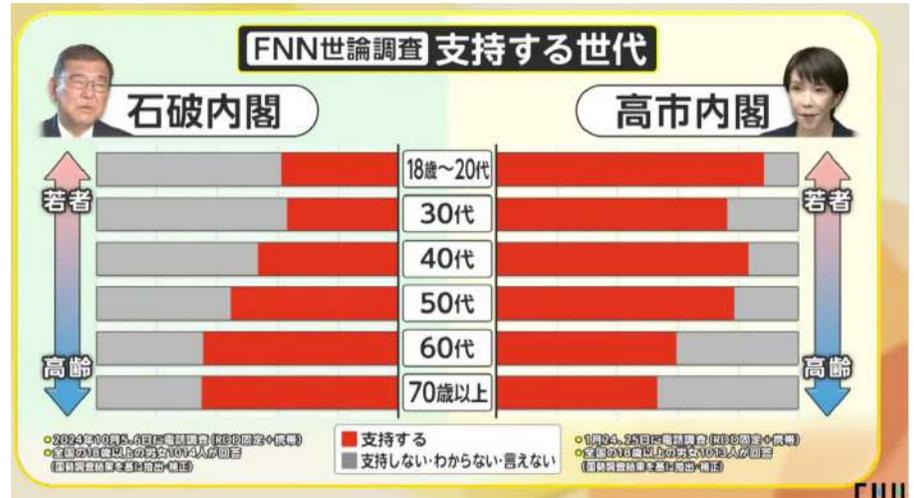
高市首相「233」に進退 衆院選、  
焦点の議席数【2026衆院選】  
時事通信 2026年2月8日

## 比例票結果



高市人気が支えた「自民回帰」、  
中道は若者の支持離れ響く  
日本経済新聞 2026年2月9日

## 前回と今回の衆院選時の内閣支持率調査



18歳～20代は88.7%が高市内閣を支持…衆院解散は適切？世代で分かれる評価  
重視する政策も世代で違い FNNプライムオンライン 2026年1月26日

衆院選、全議席が確定 自民が316、一政党で3分の2確保は戦後初  
毎日新聞 2026年2月9日

# 日本列島を、強く豊かに。

1 強い経済で、  
笑顔あふれる暮らしを。



2 地方が日本経済の  
エンジンに。



3 わが国を守る責任。  
国際秩序を担う日本外交。



4 すべての世代の安心と  
次世代への責任。



5 時代にふさわしい新しい憲法を、  
私たちの手で。



まずは、最優先課題の  
物価高対策に取り組みます。



## 高市内閣 就任から3か月の 取り組みと実績

### 重点支援地方交付金の拡充

消費下支え生活者支援…

**1万円**程度 (2人/世帯)



食品の物価高騰特別加算…

**3,000円**程度 (1人)

●LPガス・灯油や水道代の支援、低所得者・高齢者世帯支援、事業者支援など、「推奨事業メニュー」を強化。

4人家族の場合…

総額 **3.2万円**



### 電気・ガス代支援

約 **7,300円**の補助  
(世帯当たり/1月～3月の3か月間)

### 子育て応援手当

物価高の影響を  
強く受ける  
子育て世帯のため  
子ども1人当たり:

**2万円**支給



## 日本列島を、強く豊かに。

### 中小・小規模事業者への支援

- 重点支援地方交付金の大幅拡充による、中小・小規模事業者の環境整備。
- 政府全体で1兆円規模の支援。質上げに取り組む「100億宣言企業」による成長投資支援を抜本的強化。
- 官発注の請負契約の単価見直し。労務単価・資材単価引上げ。



### 医療・介護等への支援

- 医療機関・介護事業者等の処遇を前倒して改善。

医療従事者: **+3%** [半年分]

介護・障害福祉従事者: 月 **1万円** [半年分]

介護職員: 最大月 **1.9万円** [半年分]

保育士等: **+5.3%**



### 経営改善支援

- 医療・介護機関の物価高騰対策
- 病院建替え支援
- 病床数適正化支援(基金化)
- 金融支援強化(資本金劣後ローン)

### ガソリン税・軽油引取税の 暫定税率廃止

- ガソリン税は12月31日、軽油引取税は2026年4月1日に廃止。

ガソリン税: **25.1円/ℓ**

軽油引取税: **17.1円/ℓ**

約 **1.2万円**の減税 (1世帯/年)

※2026年4月、自動車取得時にかかる環境性能割も廃止



### 所得税減税 「年収の壁見直し」

- 基礎控除・給与所得控除(最低保障額)を見直し、2026年の年末調整からすべての納税者を対象に

**178万円**以上に拡大。

所得税減税: 約 **3~6万円**  
(納税者1人当たり)



1 強い経済で、  
笑顔あふれる  
暮らしを。

## 危機管理投資・成長投資

- 経済安全保障、食料・エネルギー・資源・健康医療・国土強靱化やサイバーセキュリティなどの様々なリスクや社会課題に対し、戦略的に投資をしていきます。
- 経済成長の源である科学技術力を高めるため、AI・半導体、量子、核融合、バイオ、航空、宇宙、造船など17の戦略分野に投資を集中的に行い、国の競争力強化と成長を進めていきます。
- マンガ、アニメ、映画、音楽、ゲーム等のコンテンツ産業におけるクリエイター等の育成や海外展開を支援し、日本のソフト・パワー外交の強化で世界平和に貢献します。

## 経済安全保障

- 日本を再びテクノロジー大国へと押し上げ、他国に過度に依存しない「自律性」と他国から必要とされる「不可欠性」を獲得していきます。
- 他国の経済的威圧に屈しない日本を創ります。レアアース等の重要鉱物について、鉱山開発・精錬事業への支援や国家備蓄等により安定供給を確保します。
- 先端的な重要技術の実用化・保護のために、シンクタンクや対日外国投資委員会(日本版CFIUS)の創設に向けた法整備を進めます。

## エネルギー安全保障

- AI・DXに伴う電力需要が増加する中、安定的で安価な供給を目指し、原子力発電所の再稼働を進めるとともに、国産のペロブスカイト太陽電池や地熱等も最大限活用します。
- 次世代革新炉やフュージョンエネルギーの早期の社会実装で、エネルギー輸入国からの脱却を目指します。
- 地域との共生が図られない不適切な太陽光発電事業について、法的規制を強化し、厳格に対応します。

## 責任ある積極財政

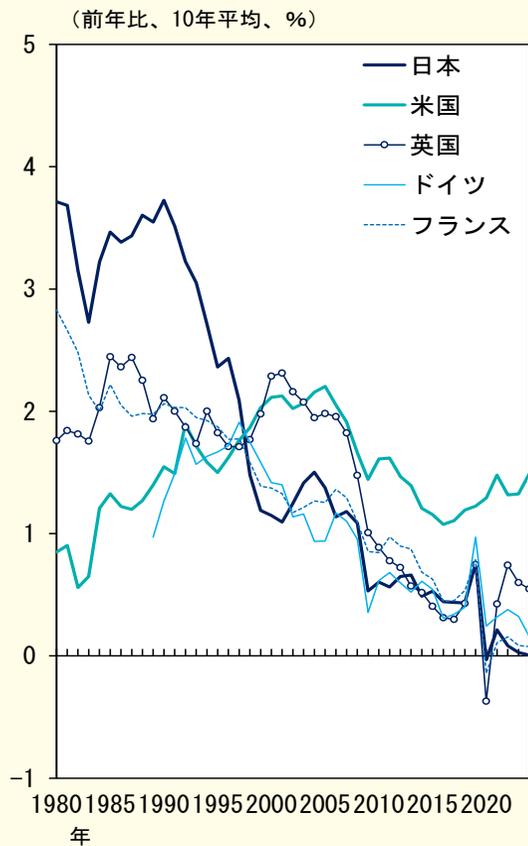
- 「財政の持続可能性」を確保しながら、「大胆な投資」により、力強い経済成長につなげ、税収の増加を通じて、さらなる投資を可能とする「投資と成長の好循環」を生み出していきます。
- 「政府債務残高の対GDP(国内総生産)比」を着実に低下させ、市場の信認を確保します。歳出・歳入改革にも取り組みます。
- 補正予算を前提とした予算編成と決別し、経済成長による税収増なども勘案しながら、必要な予算は当初予算で措置します。投資のための「新たな予算枠」を設定し、市場の信認を得ながら複数年での機動的な財政出動を可能にします。

## <目次>

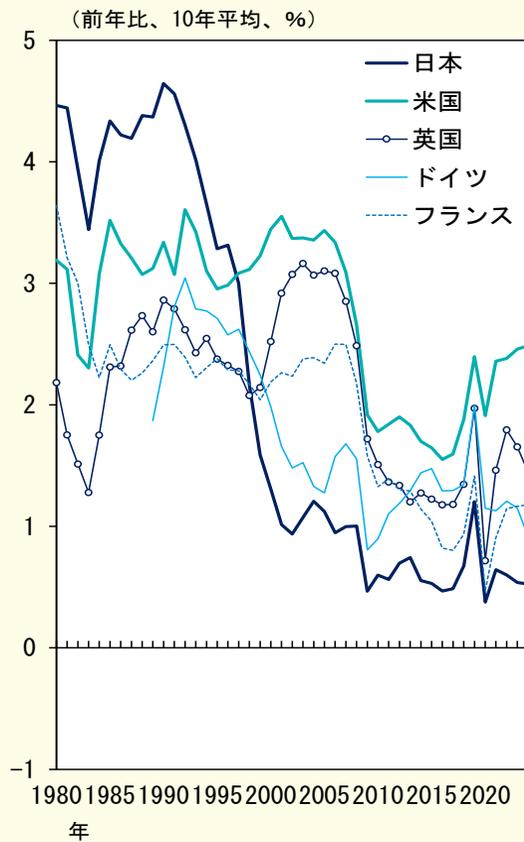
- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を    | 2        |
| 2. <b>グローバル人材活用により、持続的成長を実現</b>  | <b>7</b> |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡     | 13       |
| 4. 求められる「基本法」の制定                 | 29       |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改正      | 38       |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を | 49       |

# 日本の労働生産性・実質GDP・潜在成長率ともに、G5中最低

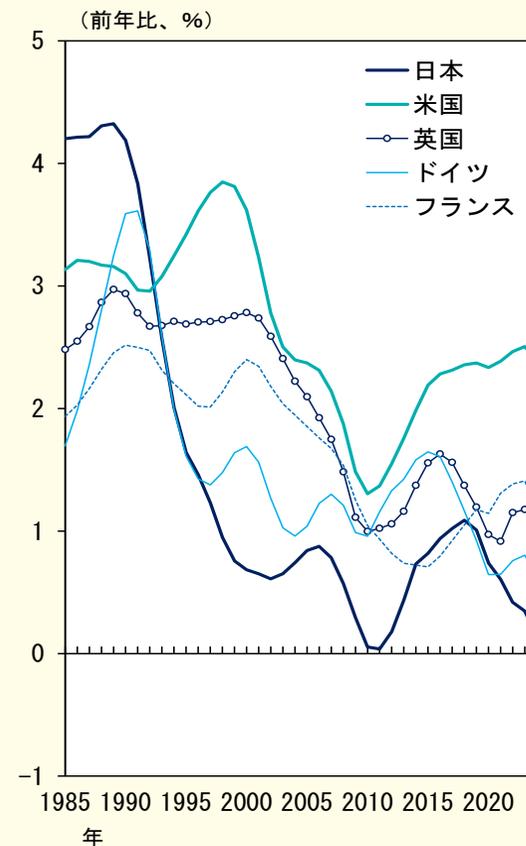
## (1) 労働生産性



## (2) 実質GDP



## (3) 潜在成長率

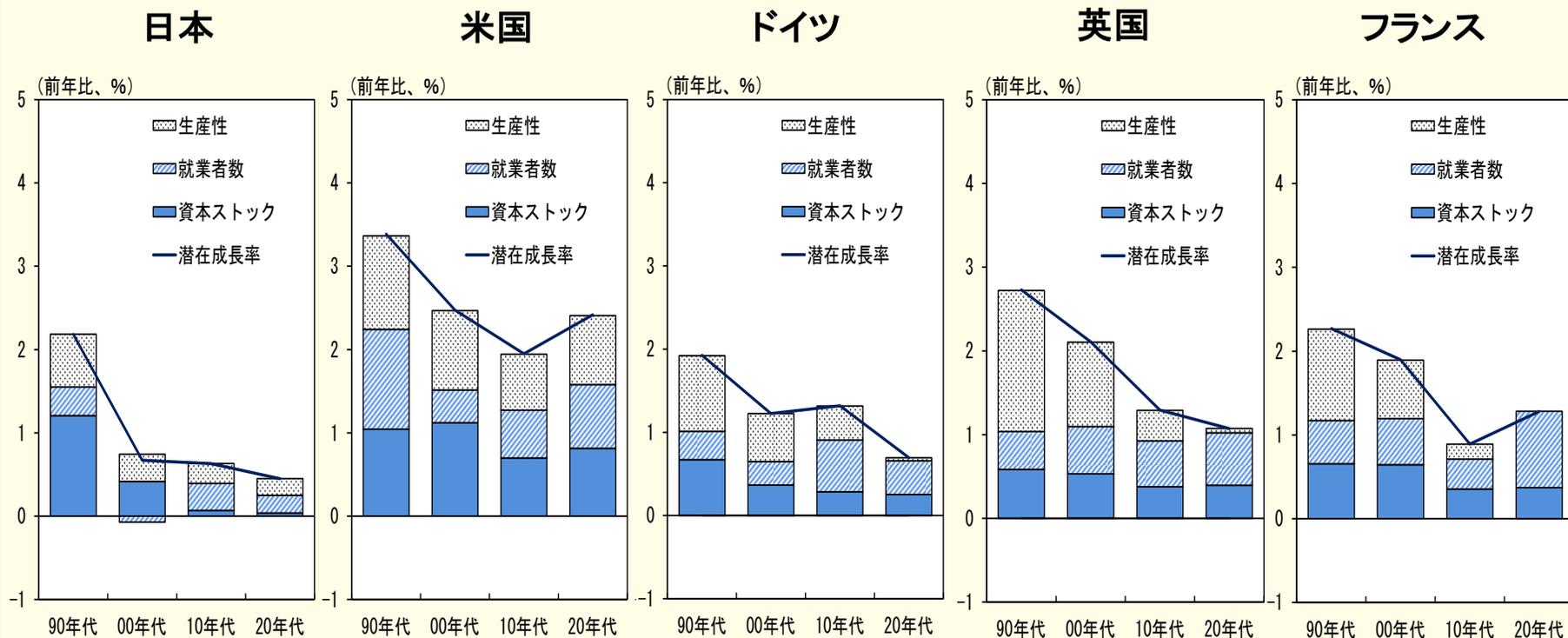


(注) 労働生産性は、就業者一人当たりの付加価値として定義。

(出所) OECD、IMF等

# 「投資」も「労働投入」も情けない日本

## 潜在成長率の要因分解



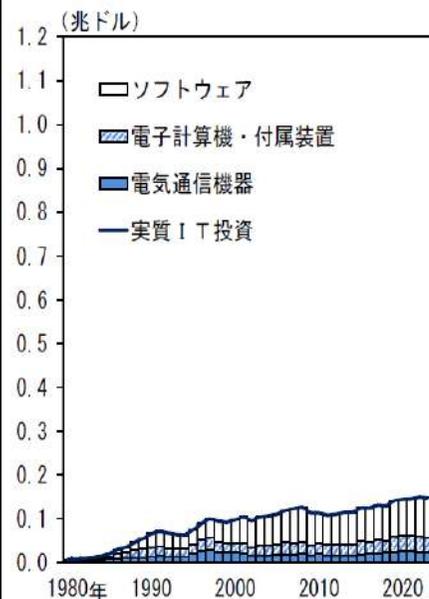
(注) 「20年代」は2020～2024年の平均。ドイツの「90年代」は1992年以降の平均。

(出所) OECD

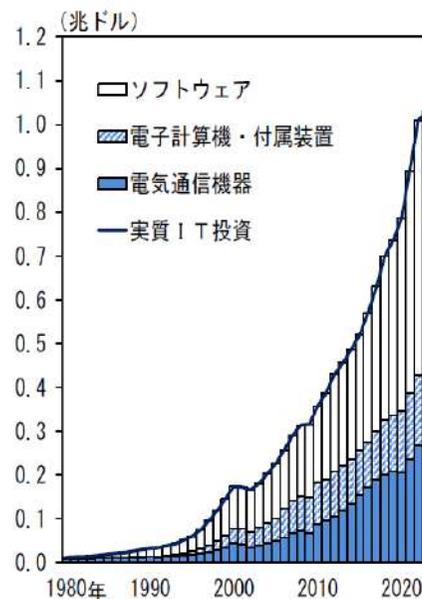
# 米国に大きく後れを取る日本の民間部門 IT 投資

## 日米の民間部門IT投資額の比較

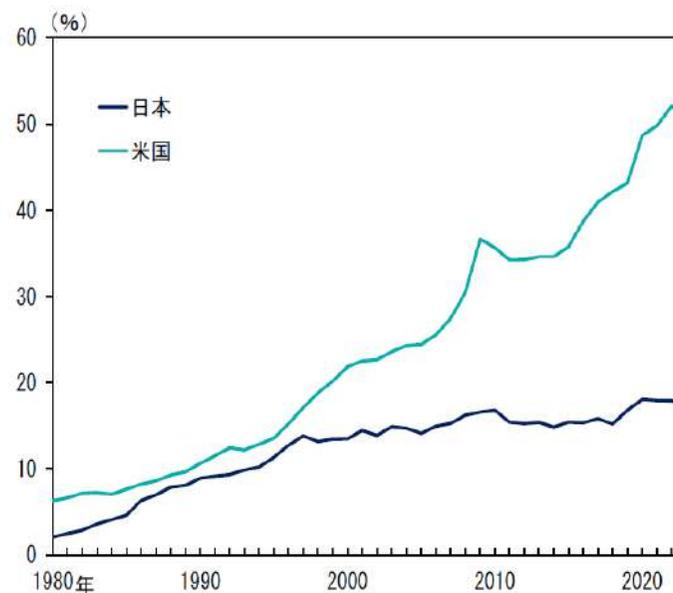
(1) 日本



(2) 米国



## 設備投資に占める民間部門IT投資割合の日米比較



(注) 総務省による試算値。実質値(日本は2015年基準、米国は2012年基準)。

日本は、2015年購買力平価為替レートでドル換算。

(出所) 総務省(2025)「令和6年度ICTの経済分析に関する調査」、IMF

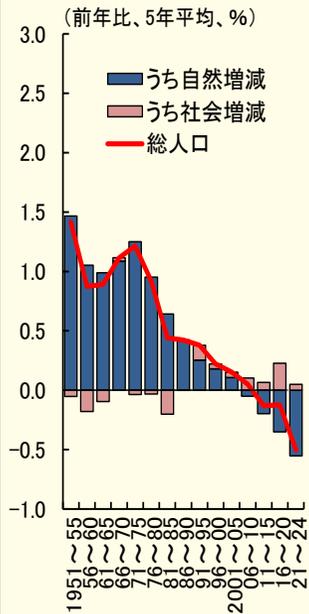
(注) 総務省による試算値。実質民間企業設備投資に占める割合。

(出所) 総務省(2025)「令和6年度ICTの経済分析に関する調査」

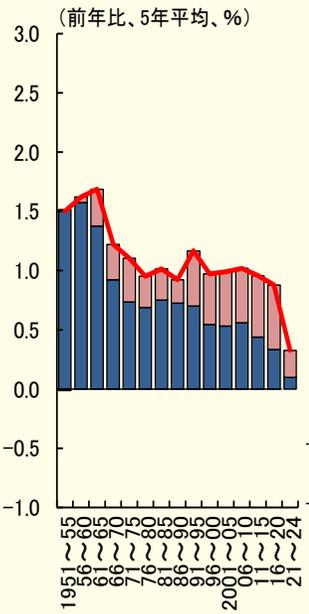
# 日本以外は世界に開かれた労働市場

## 各国の人口動態の変化率

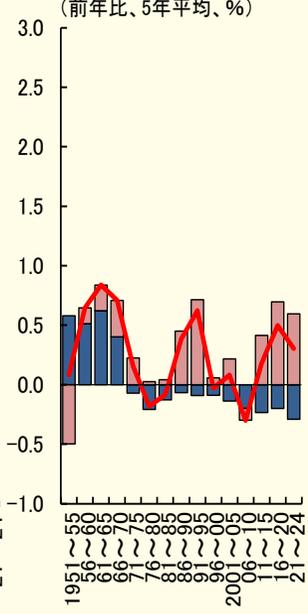
### 日本



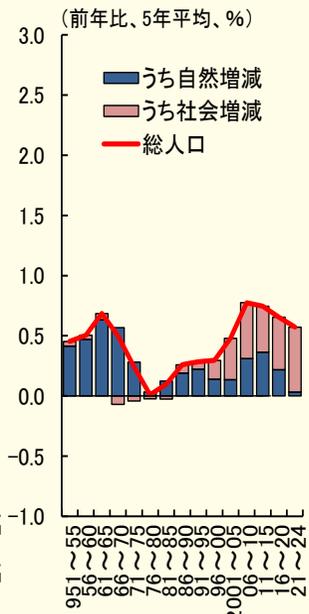
### 米国



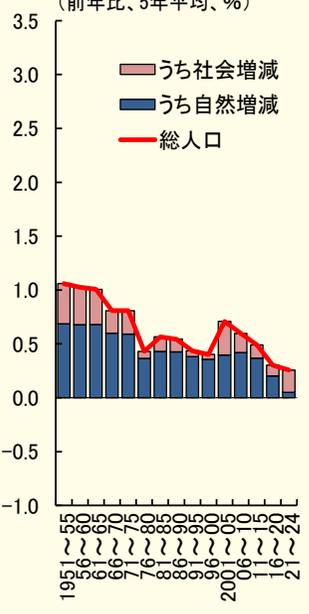
### ドイツ



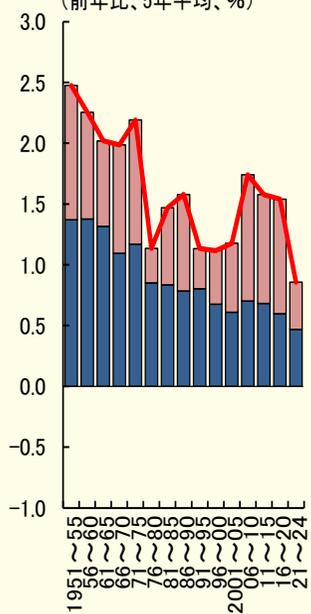
### 英国



### フランス



### 豪州



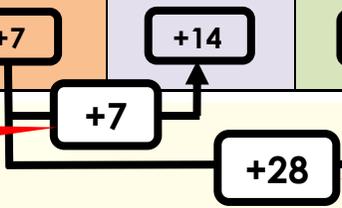
(注) 自然増減・・・死亡数と出生数の差  
社会増減・・・流出数と流入数の差

(出所) 国際連合

# 実質2%成長達成には、「生産性大幅改善」と「働く人の大幅増加」が不可欠

過去10年間 実績ベース	日本					英国	米国
	実績 2015～ 2024年	シミュレーション（2025～2040年）					
		就業者数減少 トレンド継続 シナリオ	女性、高齢者 就業促進 シナリオ	労働生産性 上昇率改善 シナリオ (米国実績並み)	労働生産性 上昇率横ばい シナリオ	実績 2015～ 2024年	実績 2015～ 2024年
実質経済成長率 (年平均)	0.5%	2.0% (目標)				1.4%	2.5%
労働生産性上昇率	▲0.1%	2.8%	2.1%	1.5%	▲0.1%	0.6%	1.5%
就業者数増加率	0.6%	▲0.8%	▲0.1%	0.5%	2.1%	0.9%	1.0%
就業者数増減数 (百万人)	+4	▲8	▲1	+6	+27	+3	+15
「就業者数減少トレンド 継続シナリオ」との差分 (百万人)	-	-	+7	+14	+35	-	-

米国実績並みの生産性改善ペースでも、7百万人の人手不足。



日本の生産性が、ここ10年と同様のマイナストレンドとなれば、28百万人の人手不足。

(注) 各シナリオの詳細は以下の通り。

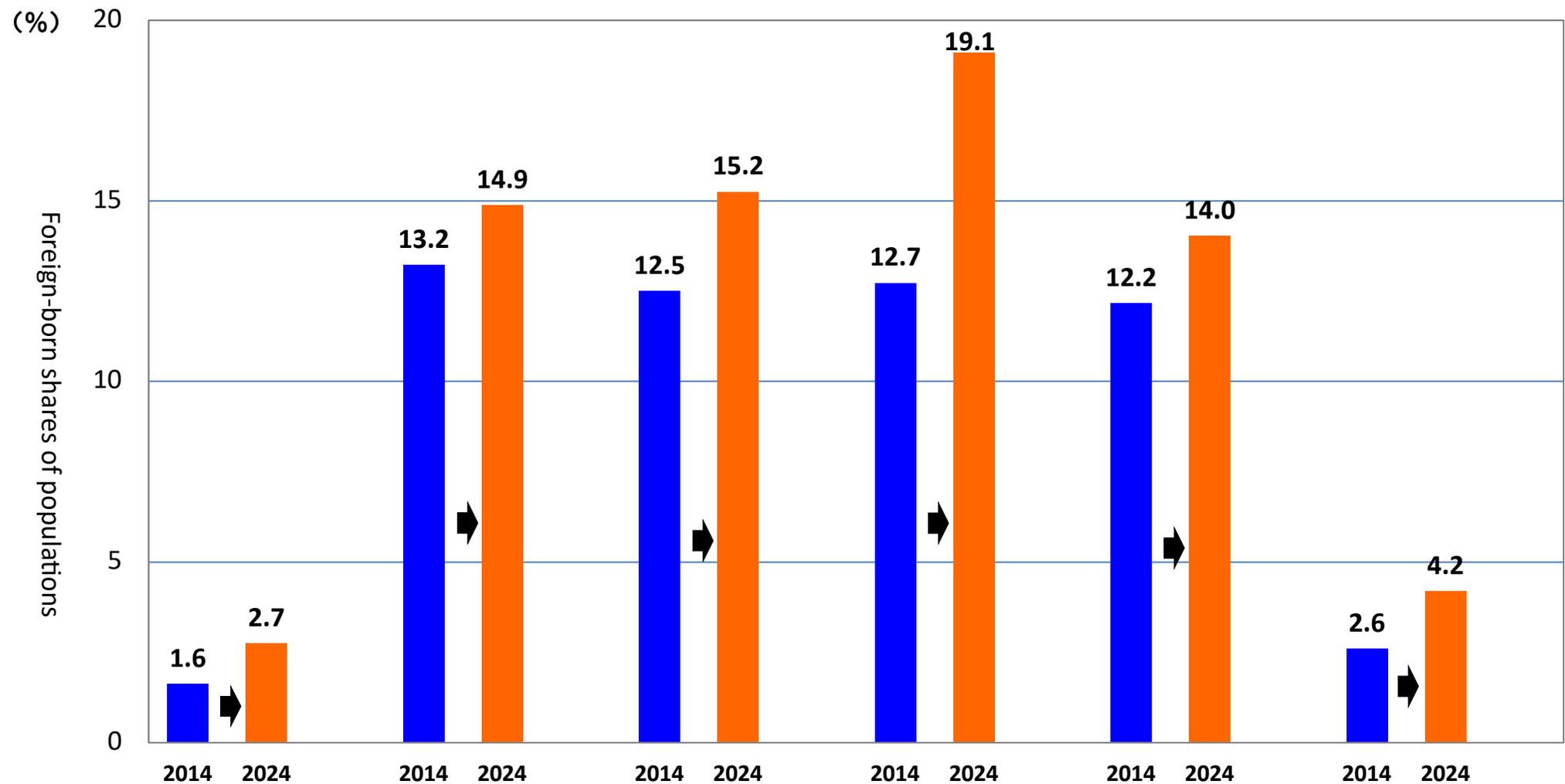
- ・ **就業者数減少トレンド継続シナリオ**：各年齢・各性別の労働力率が、2024年の水準のまま横ばいで推移すると仮定。
- ・ **女性、高齢者就業促進シナリオ**：①30～59歳の女性労働力率が、2040年までに概ね2010年時点のスウェーデン並みの水準まで上昇すること、②高齢者の労働力率が、2040年までに、60～64歳について55～59歳と同じ水準まで上昇し、65歳以上についてもそれに見合っ上すること、③失業率が2027年までに1%程度改善することを仮定。
- ・ **労働生産性上昇率改善シナリオ**：労働生産性が米国の過去（2015～2024年）平均並みで推移すると仮定。
- ・ **労働生産性上昇率横ばいシナリオ**：労働生産性が過去（2015～2024年）平均並みで推移すると仮定。

(出所) 内閣府、総務省、国立社会保障・人口問題研究所、OECD等

## <目次>

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を       | 2         |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現            | 7         |
| <b>3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡</b> | <b>13</b> |
| 4. 求められる「基本法」の制定                    | 29        |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改革         | 38        |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を    | 49        |

# 外国人比率



日本

米国

英国

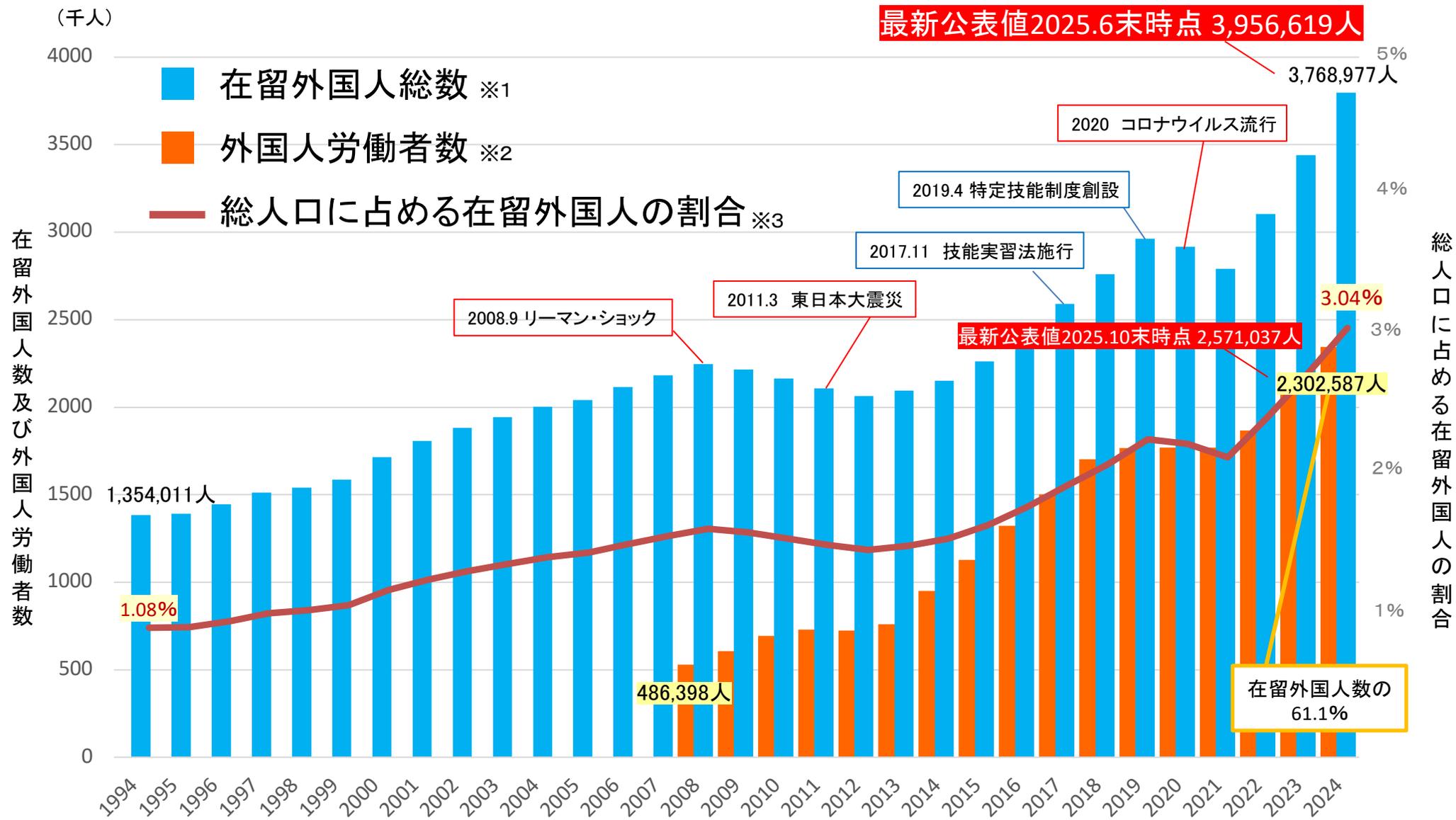
ドイツ

フランス

韓国

出所：「International Migration Outlook 2025」（OECD）より、一部塩崎事務所にて作成。日本及び韓国は外国籍人口であり、その他の国は外国生まれ人口比率。

# ここ10年余り、在留外国人数は増勢を強め、その過半が外国人労働者に



※1・・・2011年までは法務省入国管理局(当時)「(旧)登録外国人統計」(12月末現在)に、2012年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在)に基づく。

※2・・・厚生労働省『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(各年10月末現在の統計)に基づく。

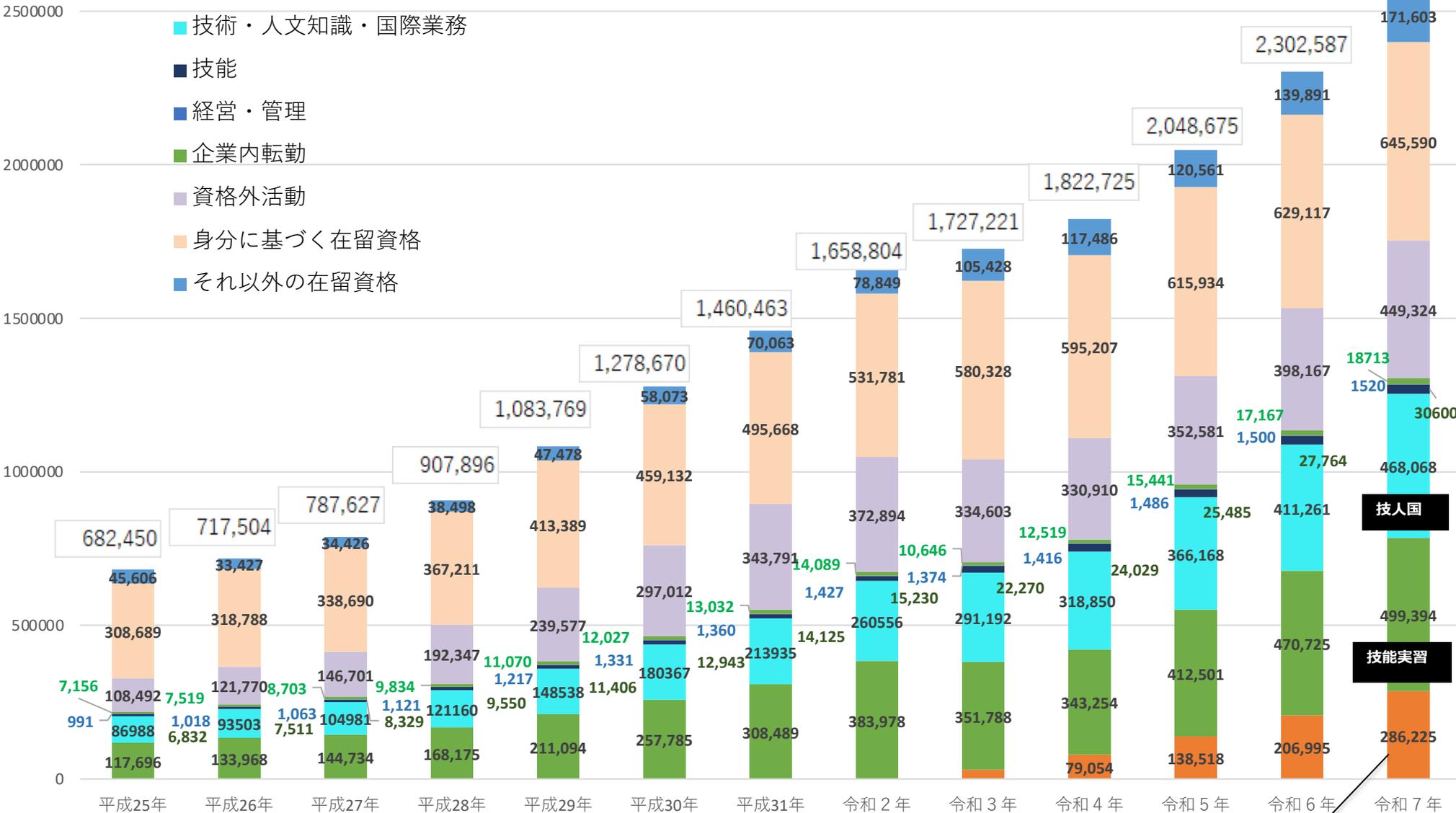
外国人雇用状況の届出制度は、2007年10月1日から開始されているため、2008年以降の推移を示している。

※3・・・総人口は、総務省「人口推計」(各年10月1日現在の統計)に基づく。

(人)

# 外国人労働者数の推移

- 特定技能
- 技能実習
- 技術・人文知識・国際業務
- 技能
- 経営・管理
- 企業内転勤
- 資格外活動
- 身分に基づく在留資格
- それ以外の在留資格



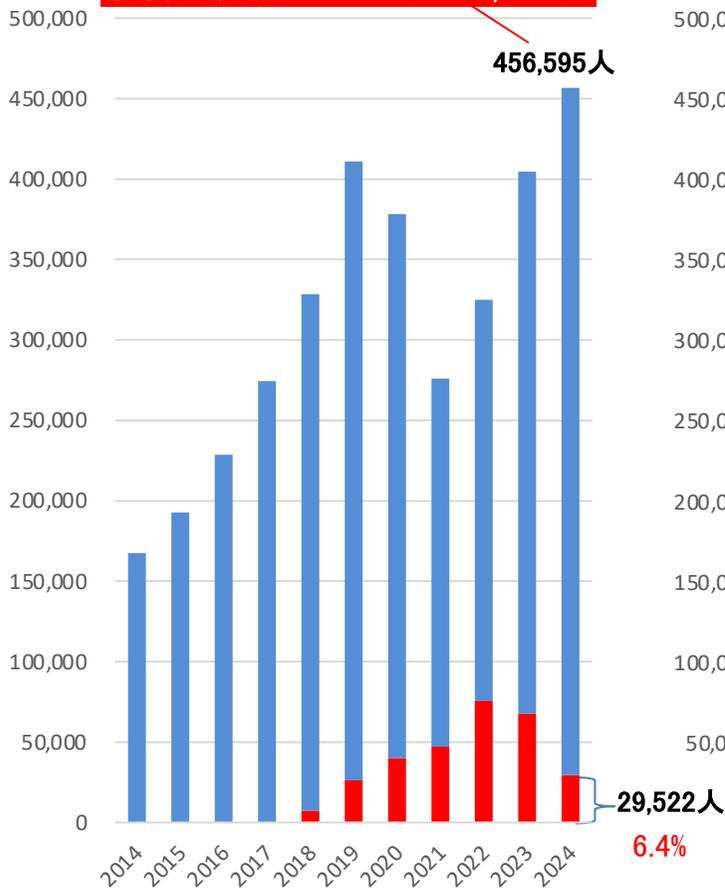
(出典)厚生労働省による外国人雇用状況届出から集計。人数は各年10月末時点の数値

特定技能

# 技能実習を急迫する特定技能の在留者数

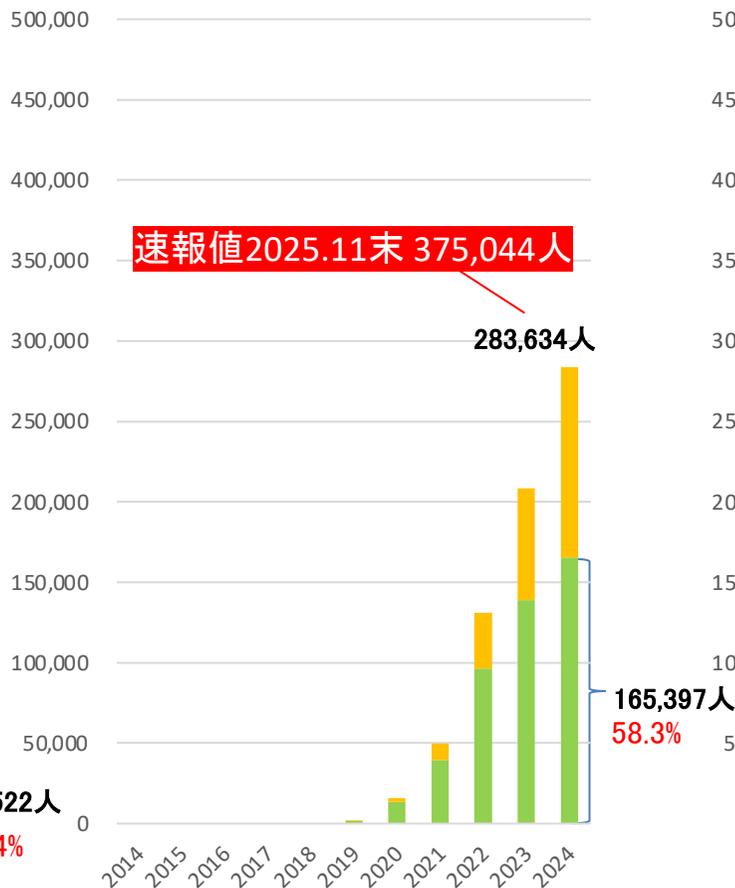
## <技能実習生数>

最新公表値2025.6末 449,432人



## <特定技能1号外国人数>

速報値2025.11末 375,044人



## <特定技能2号外国人数>

速報値2025.11末 6,744人



■ 総数のうちの技能実習3号

■ 総数のうちの技能実習ルート

※ 特定技能は2019年4月施行

(出所) 法務省データから集計

# 「国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言 ー違法外国人ゼロを目指してー」

自由民主党「外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会」(小野寺五典委員長) (2025年6月5日)

## 国民の安心と安全のための外国人政策 第一次提言 概要 ー違法外国人ゼロを目指してー

自由民主党政務調査会  
外国人との秩序ある共生社会実現に関する特命委員会

### 理念

外国人の就労者や海外からの観光客の増加に伴う  
課題の発生  
(一部における迷惑行為や犯罪、社会保障制度の  
不適切な利用、土地の取得に関する国民の不安など)

海外活力の取り込みの必要性  
(海外人材の受入れ、インバウンド消費の拡大など)

海外活力の取り込みを進めつつ、国民の安心・安全を確保するため、  
外国人との秩序ある共生社会の実現を図り、成長型経済の礎とする

### 原則

- 国内社会のグローバル化を前提としていない制度全般を、以下の3つの原則に従って見直す。
- 総合的・施策横断的に取り組み、外国人政策に関する全体の一体性・整合性を確保する。

#### ①法令順守の徹底

ルールを守る外国人を受け入れ、  
ルールを守らない外国人には厳格に対応

#### ②制度の適正利用

制度の目的に反する利用を防止  
するため、制度・運用を適正化

#### ③透明性の確保

土地の取得や制度の利用状況などの  
実態(国籍等)を把握し、透明性を確保

### 方針

課題を着実に解決するため、国籍等の情報の把握・共有を含め、実態の把握と情報基盤の整備及び強力な体制を創設する。

#### 【実態の把握】

国籍等の情報を報告・共有する制度的枠組み。  
外国人に関する様々な情報について実態把握  
(出入国在留管理や土地の利用、制度の利用状況等)

#### 【国・地方等の連携・情報基盤の整備】

政府機関や自治体等がDX化を図り双方向に  
情報共有し、様々な制度・運用を  
見直していくための基盤を整備

#### 【政府の司令塔体制の整備】

関係省庁が協力し、継続的な実態把握  
及び制度・運用の不断の見直しを実施

# 各党の外国人政策と参議院選挙結果 (2025年7月20日)

外国人規制が主要な争点に浮上してきた



**石破首相 自民総裁**

「違法外国人ゼロ」を加速。運転免許証の切り替えや不動産の所有を厳しく

**野田代表 立民**

人種などを理由とする差別的な言動を禁止する法律の制定



**斉藤代表 公明**

外国人による社会保険料の未納を防止。在留管理を厳格に

**吉村代表 維新**

外国人比率の上昇抑制や受け入れの総量規制を含んだ人口戦略の策定



**田村委員長 共産**

外国人労働者に日本人と同じ労働者としての権利を保障

**玉木代表 国民民主**

外国人の社会保険の加入実態を調査して運用を適正化。不動産投資を規制



**山本代表 れいわ**

外国人差別をなくし権利を守る法制度を整備。入管施設での人権侵害をなくす

**神谷代表 参政**

非熟練労働者の受け入れを制限。帰化や永住権の要件を厳しく。参政権は一切認めず



「外国人規制が争点に急浮上 行き過ぎは成長に逆風、各党の主張分析」  
日本経済新聞 2025年7月15日



	自民	公明	無所属	諸派	みんな	保守	社民	参政	れいわ	国民	共産	維新	立民
自民	101	21	13	2	0	2	2	15	6	22	7	19	38
選挙区	27	4	8	0	0	0	0	7	0	10	1	3	15
比例	12	4	0	1	0	2	1	7	3	7	2	4	7
非改選	62	13	5	1	0	0	1	1	3	5	4	12	16

「参議院選挙、全当選者が確定 自民39・立民22・国民17・参政14」  
日本経済新聞 2025年7月21日



「参議院選挙の比例票分析、国民民主党が第2党 参政党3位で立民超え」  
日本経済新聞 2025年7月22日 **19**

# 鈴木馨祐元法務大臣による外国人受け入れに当たって考えられる視点

法務大臣勉強会 2025年8月

## 外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理（概要）

～活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守～

世界をつなぐ。未来をつくる。  
出入国在留管理庁  
I S A  
Immigration Services Agency  
令和7年8月 法務大臣勉強会

### ① 問題意識

- 人口減少及び在留外国人増加が加速度的に進む中で、現在、約2.82%の総人口における外国人比率が10%台となるとの政府機関の予測等を真剣に受け止め、これを見据えた出入国在留管理基本計画の策定を始めとする対策を講じておく必要
- 国民の安全・安心を死守すると同時に、外国人比率10%時代を見据え、外国人との真の共生を実現しながら真に活力ある日本社会の実現へ
- 今後の外国人の受入れの基本的な在り方について必要な検討を今こそ行うべき

### ② 現行の外国人受入れ制度

- 外国人の受入れ政策は、二分論（専門的・技術的分野においては積極的な受入れを推進し、それ以外の分野においては国民のコンセンサスを踏まえつつ慎重に検討）を採用
- 外国人の受入れ環境整備は、法務省が総合調整機能を担っている
- 就労を目的とした在留資格であっても「特定技能」及び「育成就労」以外の在留資格や、就労を目的としない在留資格に関しては、基本的に、外国人の受入れ上限数や通算在留期間の上限を設定していない

### ③ 現状に対する課題等

- 将来的な人口減少を見据えて経済社会を支えるために外国人受入れの必要性・許容性に関する戦略的検討や、外国人比率が高くなった場合を想定した社会への影響等の観点から在留外国人に関する量的マネジメントや諸制度の適正化の枠組みに関する議論がされてこなかった
- 外国人の受入れの基本的な在り方について検討を開始する必要
- まずは、外国人が社会に与える影響等について、出入国及び在留管理の観点のみならず、複数の観点から中長期的かつ多角的な検討が有用

### ④ 今後の外国人の受入れに当たって考えられる視点

#### 1 経済成長の観点

継続的な経済成長のため、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か等

#### 2 産業政策の観点

どのような産業・業務にどのような外国人がどの程度必要か等

#### 3 労働政策の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、国内労働市場にどのような影響があるか、受け入れた外国人の適切な労働条件が確保できるか等

#### 4 税・社会保障等の観点

どのような外国人をどの程度受け入れることにより、税・社会保障制度にどのような影響があるか等

#### 5 地域の生活者としての観点

外国人が地域社会に与える様々な影響等を踏まえ、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか等

#### 6 治安の観点

外国人を受け入れることにより治安にどのような影響を与えるか等

#### 7 出入国及び在留管理の観点

従来の在留資格制度の趣旨・経緯を踏まえつつ、今後も増加が見込まれる在留外国人数を考慮し、出入国及び在留管理の基本的スタンスを維持すべきか、一定の受入れ上限数等の設定の是非等を含め、在留資格制度等の在り方について検討する等

# 出入国在留管理庁の任務とは？

## 法務省設置法

### (第二節) 出入国在留管理庁 (任務)

第二十八条 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 出入国在留管理庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

<参考: 出入国在留管理庁の所掌事務>

第二十九条 2 前項に定めるもののほか、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

第四条 2 前項に定めるもののほか、法務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

# 2025年秋の臨時国会における高市総理の所信表明演説

## 2025年10月24日

### 1 始めに

私は、日本と日本人の底力を信じてやまない者として、日本の未来を切り拓く(ひらく)責任を担い、この場に立っております。

今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、果敢に働いてまいります。

(中略)



首相官邸HPより

### 9 地方と暮らしを守る

(中略)

(人口政策・外国人対策)

日本の最大の問題は人口減少であるとの認識に立ち、子供・子育て政策を含む人口減少対策を検討していく体制を構築します。人口減少に伴う人手不足の状況において、外国人材を必要とする分野があることは事実です。インバウンド観光も重要です。

しかし、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることも、また事実です。

排外主義とは一線を画しますが、こうした行為には、政府として毅然(きぜん)と対応します。政府の司令塔機能を強化し、既存のルールの遵守を求めるとともに、土地取得等のルールの在り方についても検討を進めてまいります。そのため、新たに担当大臣を置きました。

# 高市内閣の外国人政策作りの体制

## ●「外国人との秩序ある共生社会推進担当」を任命(2025年10月21日)

(内閣総理大臣指示)

「関係大臣と協力して、国・地方自治体の情報連携や制度の適正利用、国土の適切な利用・管理など、外国人との秩序ある共生社会に向けた施策を総合的に推進する。そのために、必要な推進体制の強化を図る。」

小野田紀美大臣 就任会見(10月22日)

「排外主義に陥ってはなりませんが、国民の皆様のお安全・安心の確保は経済成長に不可欠です。」



小野田紀美  
外国人との秩序ある  
共生社会推進担当大臣

## ●「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」として始動。(2025年11月4日)

外国人との秩序ある共生社会の実現について(内閣総理大臣指示)

「各閣僚におかれては、実施可能な施策は順次実施いただき、有識者会議における御議論も踏まえ、来年一月を目途に当会議で改訂予定の「総合的対応策」において、基本的な考え方や取組の方向性をお示しできるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう、よろしくお願い申し上げます。」

## ● 2026年1月23日、関係閣僚会議において「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合対応策」決定

### ● 自民党「外国人政策本部」(新藤義孝本部長)が始動(2025年11月11日)

「わが国が世界から選ばれ、国民の安心と安全を確立し、持続的な経済成長を実現するための外国人政策の議論を行う」

<外国人政策本部の当面の運営方針(案)>

政府における関係閣僚会議のアジェンダや、これまでの党内議論等を踏まえ、以下の3つのPTを設ける。

- ①「出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れに関するPT」
- ②「外国人制度の適正化等に関するPT」
- ③「安全保障と土地法制に関するPT」

→2026年1月22日 「外国人政策本部提言」を高市総理に申し入れ。

# 漸く政府が包括的な外国人受入れ・社会政策を決定

## 「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(概要) 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 (2026年1月23日)

### 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策 (概要)

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

#### I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

#### II 国民の安全・安心のための取組

##### 第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

###### 1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- R8** ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）  
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充  
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討
- R8/R9** ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し
- R10** ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入
- 日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
- 海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
- 国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討

###### 2 外国人制度の適正化等について

- R8** ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）  
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上  
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除  
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進
- R8/R9** ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9）
- R9** ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9）
- 外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
- 公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討

##### 第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- R8** ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
- 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏）
- R9以降** ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
- 国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
- 土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
- 無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
- 国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討

#### III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- 情報発信・相談体制の強化
- ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充
- 秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成

# 外国人の責務、日本社会の環境整備等の「秩序ある共生」に向けた社会政策が必要

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(本文抜粋)

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 (2026年1月23日) (その1)

## I 基本的な考え方

我が国に在留する外国人数は、令和7年6月末時点で395万6619人と過去最高を更新し、平成16年と比較すると約2倍となり、出身国・地域も196か国・地域となっている。また、我が国を訪れる外国人も増加傾向にあり、令和6年の外国人入国者数は約3678万人と、同じく過去最高となっている。

(中略)

日本で生活・滞在する外国人には、まずは入国前に、日本語や我が国の社会規範や制度等を学び、入国後も、これを継続しつつ、我が国社会及び居住する地域コミュニティの一員として、責任ある行動をとることが求められる。もちろん、日本語や我が国の社会規範や制度等を学ぶ機会が必ずしも十分とはいえない現状を踏まえれば、外国人の受入れ環境を整備する日本社会側の取組も必要である。公正かつ明確なルールの設定とその厳正な運用を行うとともに、そうしたルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組も行うべきである。地方公共団体をはじめとする関係機関と連携し、国の責任において、このような環境を整備するとともに、外国人を受け入れることで裨益する受入れ機関の果たすべき役割を一層明確化する方策も検討していく必要がある。

(中略)

我が国に在留する多くの外国人は、勤勉で法や社会規範等を理解し、地域・産業を支え、日本社会に貢献している存在である。今後の我が国の安定と繁栄のため、そうした法や社会規範等を守りながら我が国で生活する外国人が正当に評価され、社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を構築するとともに、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が互いに尊重し、安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要があることも論をまたない。

(中略)

政府においては、今後も国民や我が国に適法に在留する外国人等の声に耳を傾けながら、地方公共団体、民間企業、民間団体等、関係機関とも連携の上、不断の見直しをしつつ、一体となって外国人との秩序ある共生社会の実現を目指していく。

# 日本の言語・ルール等への理解の義務化も検討

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」(本文抜粋)  
外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議 (2026年1月23日)

(その2)

## Ⅱ 国民の安全・安心のための取組

### 第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

#### 1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

(中略)

#### (4) 秩序ある共生社会の実現に向けた受入れ環境整備

(中略)

#### iv 今後の課題

(中略)

我が国に在留する外国人(帯同家族を含む。)が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する。プログラムの創設に当たっては、来日前、来日後初期、中期、長期の各段階やライフステージ、出身国・地域に応じて必要な内容(取組)を調査・検討するとともに、各省庁が実施する各種取組を精査の上、省庁横断的に実施すること等を考慮する。その上で、当該プログラムを受講の上、内容を理解していることを在留審査における考慮要素とすることについて、対象とする在留資格も含め、検討する。

その上で、日本語や我が国の制度・ルール等を学習する上記プログラムにおける認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用を見据えた日本語教育環境整備、外国人の受入れによって裨益する受入れ機関が、外国人本人、配偶者及び子供に対する日本語教育や、違法行為やルール逸脱の防止等について果たすべき役割を一層明確にする方策を検討する。

# 人口減少に対応した社会経済の再構築を提唱

2026年特別国会における高市総理の施政方針演説（2026年2月20日）

（その1）

一 はじめに

（一）はじめに

（中略）

「日本列島を、強く豊かに。」  
私のこの使命を、政策の積み重ねの上に、  
全身全霊をかけて成し遂げてまいります。

（中略）

七 人材力

（中略）

（三）総合的な人口政策・外国人との秩序ある共生社会の実現

（総合的な人口政策）

少子化・人口減少は、我が国の活力を蝕(むしば)んでいく「静かな有事」です。少子化傾向を反転させるための対策を強化します。

しかし、それが功を奏したとしても、当面は人口減少が続きます。人口減少に対応した社会経済を再構築する対策も必要です。

この両面について、一貫した総合的な戦略を策定・実施します。

（中略）

（少子高齢化・人口減少に対応した社会経済の再構築）

（中略）

国力、そして社会経済の活力を維持するためには、生産性向上の効果を加味した上で、将来必要となる労働力人口の規模を考える必要があります。少子化傾向の反転、労働参加率向上、外国人の法令に則った厳正かつ適正な就業などを踏まえ、腰を据えて検討してまいります。



自民党HPより

# 外国人との秩序ある共生社会の実現を宣言

2026年特別国会における高市総理の施政方針演説（2026年2月20日）

（その2）



首相官邸HPより

（外国人との秩序ある共生社会の実現）

一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱に対し、国民の皆様が不安や不公平を感じる状況が生じていることに配慮しなければなりません。ルールを守り、税や社会保険料を納めながら滞在・居住している大部分の外国人のためにも、問題ある行為に毅然（きぜん）と対応することで、我が国が排外主義に陥らないようにします。それが、「外国人との秩序ある共生社会」の実現です。

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を強力に推進します。特に、短期滞在者の来日に関して、電子渡航認証制度「JESTA」を創設する法案を提出します。

これにより、我が国にとって好ましくない外国人の入国を防ぐとともに、問題ない来日客の入国手続の円滑化を図ります。

また、外国人による土地取得などに関する規制の在り方の検討を進め、この夏までに骨格をとりまとめます。

あわせて、外国人に対する日本語教育の充実、日本の制度・ルールの理解促進に取り組みます。

## <目次>

- |                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を    | 2         |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現         | 7         |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡     | 13        |
| <b>4. 求められる「基本法」の制定</b>          | <b>29</b> |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改革      | 38        |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を | 49        |

# JCIEによる「新在留外国人等基本法」の要綱案

「外国人材の受入れに関する円卓会議」公開シンポジウム  
(公財)日本国際交流センター(JCIE) (2024年1月25日)

## 新在留外国人等基本法で目指すもの

1. 安心・安全で活力ある日本の発展のため、将来にわたり  
在留外国人の日本社会での位置付けを明示する
2. 政府、国民、企業、外国人の責務を明確化する
3. 社会の意識変革と開かれた国「日本」の世界へのメッセージ

## 新在留外国人等基本法要綱案

1. 法の目的
2. 基本理念
3. 国と地方公共団体の責務
4. 事業者の責務
5. 日本人の責務及び在留外国人等の責務
6. 基本方針と基本計画の策定
7. 在留外国人等政策委員会
8. 啓発活動
9. 情報の収集、整理と提供

# 國松孝次氏ほかによる「『外国人材の受け入れ』に関する緊急提言（2025年3月）

～ 人口減少を阻止し、地域を活性化するための外国人材の受け入れを促進する「基本法」の制定を ～  
一般財団法人 未来を創る財団 「定住外国人政策研究会」(座長:國松 孝次 未来を創る財団会長、元警察庁長官、元スイス大使)

## 「定住外国人基本法(仮称)」

### 【基本理念】

日本経済社会・文化への **統合**

### 【基本方針】

**地域、ひいては日本全体を豊かにする** 外国人材

### 【受け入れのプロセス】

## 地域主導主義

各地方自治体による  
「地域戦略(計画)」

集計・総和

国による  
「基本戦略(計画)」

支援、財源移譲

各地方自治体による  
計画の実施

責務とともに権限・財源を与えられた「**地方自治体**」が主導

- 自治体ごとに、受け入れたい外国人材の業種・職種、技術・技能水準、国籍、期間、規模等についての詳細な計画を策定し、「要望」として国に申請
- その際、地元の企業などから意見聴取

定住外国人政策  
委員会(仮称)

- 安心・安全の確保、マクロ経済などの観点から、国が最終調整した上で決定
- 国が、諸外国との調整などを行う

- 各自治体が、責任をもって外国人材を管理・支援

※日本社会の安心・安全の確保、在留資格「地方創生(仮称)」も規定

# 経済同友会による提言

目指すべき外国人材との共生社会とステークホルダーの果たすべき役割～外国人材の人口1割時代に向けて～  
公益社団法人経済同友会（2025年5月8日）

## IV. 外国人政策の実効性担保に向けた施策

### 施策の概要

#### 1. 「外国人材の活躍促進基本法」(基本法)を制定

- 共生社会構築に向け、ステークホルダーの役割を明確化し、必要な活動とコストを支える体制を規定する(以下主な規定内容)

- 共生社会の定義と、その実現に向けた基本方針
- 国・自治体・企業の役割、それに基づく財源措置
- 共生政策推進にあたって関係省庁間の調整および政策の横断的な取りまとめを行う機能をもった、新たな組織の設置と推進体制を整備

#### 2. 共生政策を統括する横串機能をもった組織の設置(事務局と戦略会議)

- 複数省庁にまたがる一貫した政策形成と、機動的かつ実効性ある政策実施を可能とする組織を政府内に設置する(以下主な組織の機能)
  - 共生社会構築の重要性に関する事実を発信し、国民・企業・自治体に対して日本の現状や将来の課題への理解を促進
  - 外国人材の活躍拡大に伴い顕在化する現行制度・政策との矛盾を解消するため、不断の見直しとその効果検証を指揮・管理
  - 政策の実行現場である自治体からのニーズを吸い上げ、政策に反映させるとともに、必要な財源措置を企図・実行

### 施策によって期待される効果

#### 政策の実効性や機動力と一貫性が向上

- 自治体や企業などの現場も含めた、わが国全体で同じ方向性を持った政策推進体制が構築され、政策の実効性が向上する
- 政策の現場である、自治体のニーズをより反映させた政策が策定され、必要な財源措置も講じられることで、より実効性のある共生政策を実行できる

# 自民党は、外国人の「生活者」前提を提案。「基本法」は不明確。

自由民主党「外国人材等に関する特別委員会」(山下貴司委員長)提言 (2025年5月27日)

(前文)

我が国は、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、今後もその傾向は加速度的に進んでいくと予想され、労働力人口の不足は深刻化の一途をたどることが確実である。

このような構造的な人手不足に対しては、引き続き生産性の向上や国内人材の確保に努める必要があるが、今や外国人材は、全国的かつ慢性的な人手不足解消に大きく貢献しているのみならず、我が国経済の維持・発展に不可欠となっており、今後も様々な場面において活躍が期待される。

他方、外国人材の受入れの在り方については、不法滞在・不法就労や税・社会保険料の未納等、国民に不安を与える事態も生じているが、日本人と外国人が豊かに共存し、我が国の発展に資する共生社会を実現するためには、外国人を人手不足の担い手であると考えただけでなく、地域において日本人と共に生活する生活者であることを前提とする必要がある。外国人の受入れを進めていくに当たり、我が国の経済活動や国内労働市場への影響のみを考慮するのではなく、医療をはじめとする社会保障制度、教育、治安等に対し、どの程度の影響を及ぼすと考えられるかなど、多角的視点に立ち、検討していくことも不可欠なものである。我が国に利益をもたらす、国民と共存共栄できる外国人を積極的に受け入れつつ、ルールを守らない外国人に対しては、我が国からの退去を含む厳しい措置を講ずることも重要である。

—中略—

# 知事会は、国主導の多文化共生社会づくりのための基本法策定を提言

「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」(前文)

令和7年 全国知事会議 (2025年7月23日)

我が国に在留する外国人は近年大きく増加しており、在留外国人数は約377万人(令和6年12月末時点)、外国人労働者数は約230万人(令和6年10月末時点)と、いずれも過去最高となっている。

平成元年の出入国管理及び難民認定法改正以降、東海地方を中心に在留資格「定住者」等の外国人が急増する中、日本語教育や生活支援、子どもの教育等の課題は外国人が集住する特定地域の問題とされ、その対応は受入れ自治体任せとなってきた。国は外国人を「労働者」と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」である。

平成元年の入管法改正から30年以上が経過し、外国人が定住し始めた自治体では、外国人の高齢化に伴う介護・年金などの問題や、日本生まれ日本育ちの第2、第3世代の教育が課題となっている。令和9年6月までに施行される「育成就労制度」では、就労者に一定の日本語能力水準が課されるが、その他の生活者としての課題は継続する。また、将来、特定技能制度に移行し、家族帯同が認められた際には、家族の日本語や教育の課題も起こりうる。

こうした外国人の生活に係る事項は、現在、定住化が進んでいる集住都市だけでなく、今後は全国的な大きな課題となることが明白である。従前より、地方から国に対しては、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会といった自治体連携の枠組み等を使って声を届けてきたが、国が多文化共生施策に主体的・戦略的に取り組むための根幹となる基本法の策定や組織の設置には至っていない。

以上を踏まえ、全国知事会では、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持って取り組むよう、強く要請する。

# 知事会は、国主導の多文化共生社会づくりのための基本法策定を提言

「外国人の受入と多文化共生社会実現に向けた提言」(骨子)

令和7年 全国知事会議 (2025年7月23日)

## I 育成就労制度について

地方における人材不足は深刻であり、今後、運用の詳細が検討される「育成就労制度」においては、国と地方の適切な役割分担のもと、全国各地域の実情に応じた制度設計と運用が求められることから、以下の事項を検討・実施すること。

- 1 全国各地域の実情を考慮した「受入対象分野」の設定をすること
- 2 地方における外国人労働者の確保につながるよう制度の適切な運用をすること

## II 外国人の受入環境整備について

国、地方、民間が適切な役割分担に応じて受入環境の整備を進めていくには、事業者や地方自治体の枠を超えて対応すべき課題については、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、国として責任をもって財源措置等を行うべきである。このため、外国人の受入環境の整備について以下の取組を検討・実施すること。

- 1 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に係る予算の確保と永続的な財政措置を講じること
- 2 外国人の生活に係る諸課題を解消する具体的な措置を講じること

## III **基本法の制定**と司令塔となる組織の設置について

「育成就労制度への円滑な移行」と「外国人の受入環境整備」の提言を実現するためには、外国人の受入れ、多文化共生施策実施の根幹となる国としての戦略が求められることから、以下の取組を検討・実施すること。

- 1 多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な**基本法を策定**すること
- 2 多文化共生施策実施の司令塔となる組織を設置すること

# NAGOMi梅田邦夫副会長による「外国人材共生基本法(仮称)」について

NAGOMi緊急オンラインアピール「参院選の総括と日本型外国人材共生基本法の提言」(2025年8月7日)

梅田邦夫副会長(元駐ベトナム・ブラジル特命全権大使)

日系人受け入れ30年、欧米諸国(スウェーデン、ドイツなど)の教訓を生かすべき

## 基本法で明示すべき事項

### ① 外国人材受入れ目的、理念

活力ある日本社会の構築、日本の国力維持、人材育成、国際貢献等

### ② 日本として歓迎する人材像

自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有し、勤勉、向上心のある人材、海外移住した日本人の子孫

### ③ 国・地方公共団体の責務

外国人材と地域の交流機会の提供、日本の文化・生活習慣・教育・社会保障制度及び日本語を学ぶ機会の提供等

### ④ 日本国民の責務

外国人材の人権尊重、共生の推進に寄与する等

### ⑤ 外国人材の責務

日本法令の順守、文化・習慣の尊重

### ⑥ 事業主の責務

雇用する外国人材の人権尊重、職業能力向上、日本語学習機会の提供等

### ⑦ 啓発活動

共生社会構築の重要性に関する理解促進、外国人材の社会、経済、文化・スポーツ活動への参加促進

# 経団連による提言

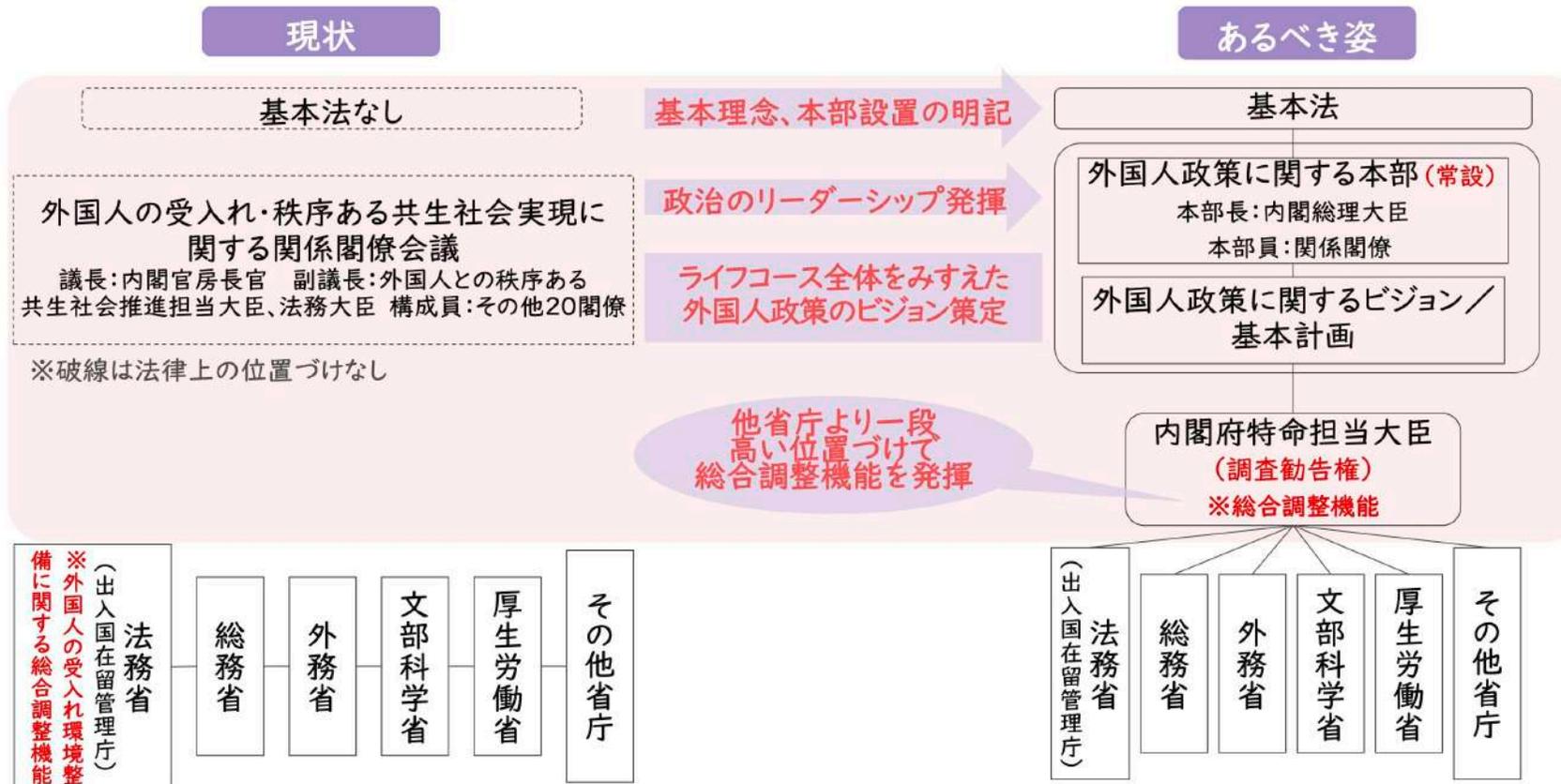
転換期における外国人政策のあり方～秩序ある戦略的誘致・受入れ環境整備に向けて～  
一般社団法人 日本経済団体連合会（2025年12月16日）

Keidanren  
Policy & Action

## Ⅲ. 受入れ環境の整備（制度横断的な施策）①

### 1. 基本理念の制定と政府の推進体制の構築

- ✓ 外国人政策にかかる統治機構は、真に実効性があり、政治の強いリーダーシップが発揮できる体制が求められる。



## <目次>

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を      | 2         |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現           | 7         |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡       | 13        |
| 4. 求められる「基本法」の制定                   | 29        |
| <b>5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改革</b> | <b>38</b> |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を   | 49        |

# 「グローバル人材共生社会実現のための提言」

＜2021年5月19日一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi) 提言＞

---

## 技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

### 【なぜ？】

- ①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため  
→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
- ②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
- ③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

### 【両制度の“一元化”の意味は？】

- 1) 両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
- 2) 技能実習3年間を「**基礎的人材育成期間**」、特定技能5年間を「**実践的人材育成期間**」と位置づけ、**一貫した人材育成システム**とする
- 3) 技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

# 「技能実習」と「特定技能1号」比較一覧

	技能実習（技能実習法）	特定技能1号（入管法）	
目的	技能移転による国際貢献	深刻な人手不足への対応（労働力確保）	
主管官庁	法務省、厚生労働省	法務省のみ	
在留期間	1号=1年以内 2号=2年以内 3号=2年以内 } 最長5年	最長5年 (2号は期限なし)	
対象職種	86職種 158作業	12分野	
転籍・転職	原則不可 (企業倒産などやむを得ない場合は 監理団体サポート下で可)	転職可能 (同業種内で)	
日本語能力要件	なし (介護のみ日本語要件<1号はN4、2号・3号はN3>)	あり (JLPTのN4もしくはJFT BasicのA2) (技能実習2号からの移行者は要件なし)	
技能要件	なし（前職要件あり）	あり（分野ごとの技能試験合格） (前職要件なし) (技能実習2号修了者は要件なし)	
監理団体 ・ 登録支援機関	必要性	必須 (団体監理型)	任意
	設立要件	許可制	登録制
	機能	斡旋、支援、 保護、監査 (生活支援全般、 日本語教育等)	支援のみ 事前ガイダンス、契約支援、日本語学習機会提供 などの支援機能あり。保護機能はなし
	指導	①技能実習機構による 実地検査 (監理団体=1年毎、 実習実施者=3年毎) ②地方入管局による 不定期立ち入り検査あり	地方入管局による不定期立ち入り検査 のみ
インセンティブ付与	-	-	

「NAGOMi四国ブロック協会意見交換会」(2023年7月6日)資料より

# 目指すべき新たな制度

整合性、一貫性ある両制度へ
人材育成・人材確保・国際貢献
法務省、厚生労働省
各最長5年
原則、全ての業種。技能実習の職種作業と特定技能の産業分野を統一的なものとし、現状に即した業種の「大きくり化」を進める
転籍基準を明確化した上で柔軟化
あり (技能実習は入国時N5を義務化、特定技能ではN4 (介護はワンランクアップ))
実技試験による技能重視 (技能実習では前職要件をなくし、 特定技能は技能実技試験を導入)
必須（仮称：管理支援機関）
許可制
斡旋、支援、保護、監査
①技能実習、特定技能とも技能実習機構による 実地検査 (管理支援機関=1年毎、技能実習と特定技能の実習実施者=3年毎) ②地方入管局による不定期立ち入り検査あり
同一職種、同一企業での技能実習・特定技能を一定期間継続的に行い、加えて、日本語能力N2合格者及び習熟段階に応じた技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与

# 技能実習制度及び特定技能制度の見直しの経緯

## 技能実習制度・特定技能制度の検討条項

法務省主導だった今次見直し。  
→そもそも「特定技能」は殆ど手付かず

- 技能実習制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条）  
政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
※平成29年11月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和4年11月1日目途
- 特定技能制度（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項）  
政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 ※平成31年4月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和3年4月1日目途

## 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

古川元法務大臣による  
「技能実習・特定技能に係る  
法務大臣勉強会」が、  
2022年2月から7月の間に開催される

- ・ R4.11.22 **有識者会議の設置**
  - ※ 座長：田中明彦 独立行政法人国際協力機構理事長
  - ※ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（共同議長：法務大臣・官房長官）の下に設置
- ・ R5.11.30 計16回の議論・28回のヒアリングを経て、**最終報告書を法務大臣へ提出**

## R6.2.9 最終報告書を踏まえた政府方針を決定

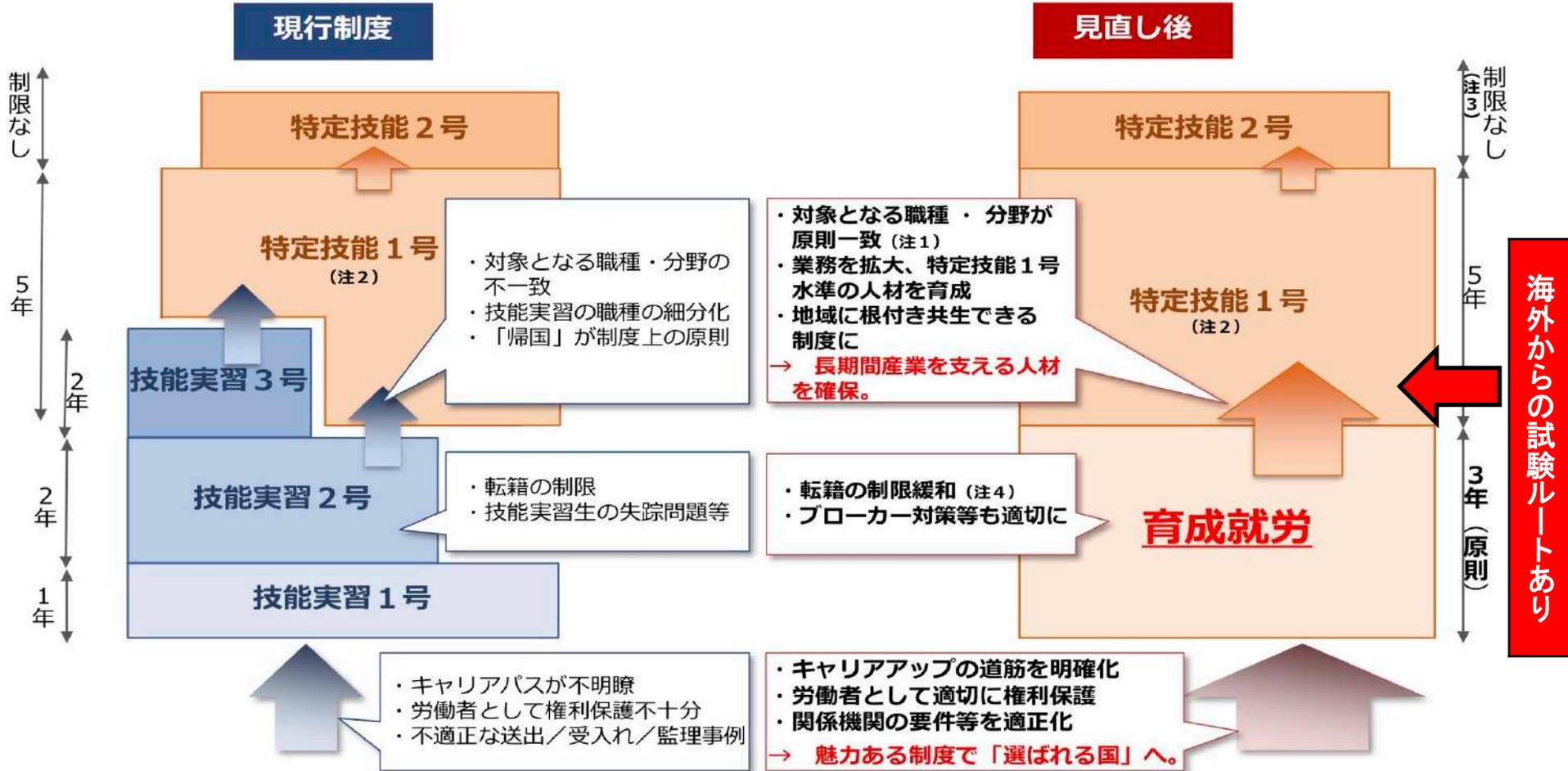
※「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

2027年4月1日施行に確定

第213回通常国会において入管法及び技能実習法の一部改正法が成立 公布後3年以内に施行予定

2024年

# 制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

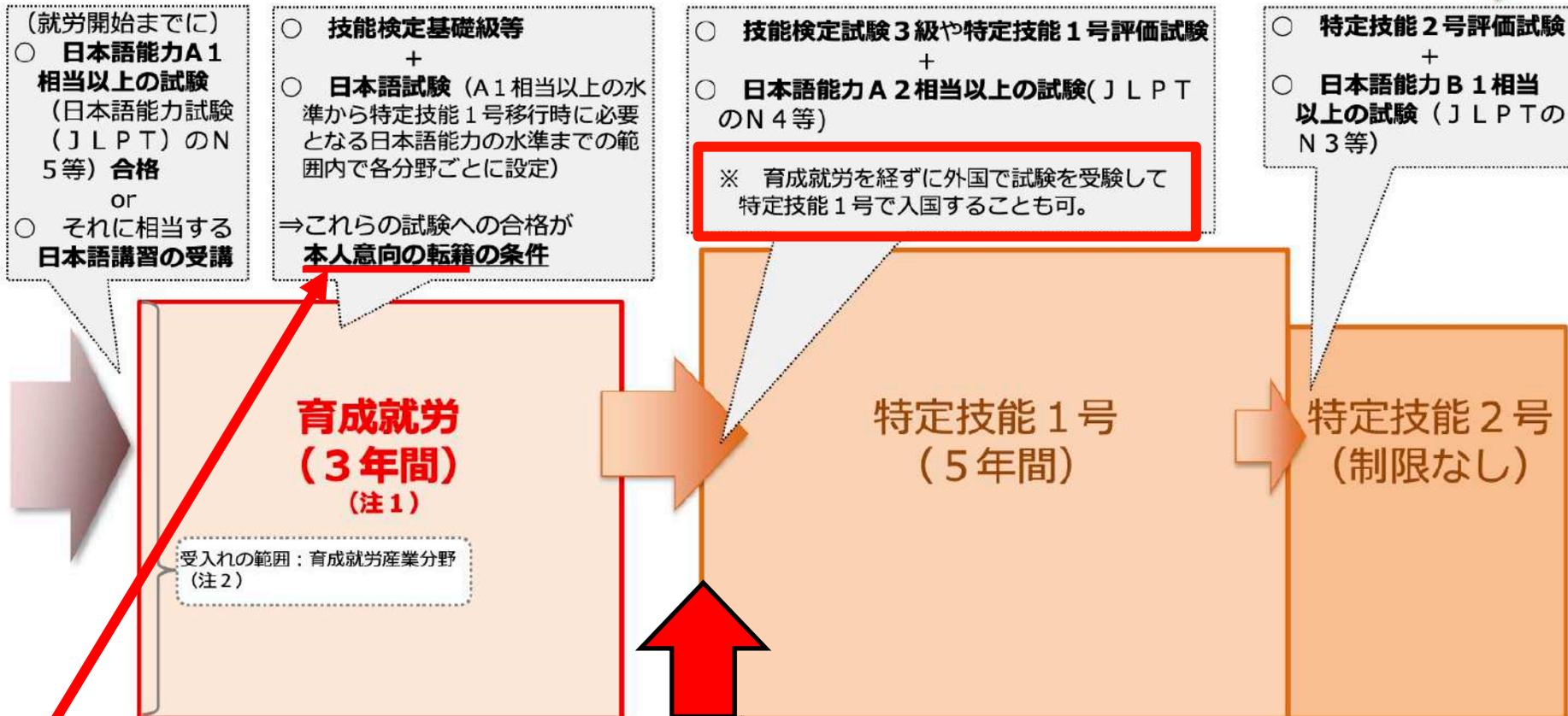
(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

## 技能レベル

高



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

海外からの試験ルートあり

この時点で、試験合格により特定技能1号へ移行可能に！  
 現行の実効性なき試験のままでは「低技能、保護なし」の  
 特定技能外国人労働者増大のおそれ大。

# 特定技能・育成就労の分野別運用方針の主要な記載事項 ①

## 分野別運用方針の主要な記載事項①

### 1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野

：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

工業製品製造業分野
航空分野
鉄道分野
飲食料品製造業分野

：新たに追加する分野

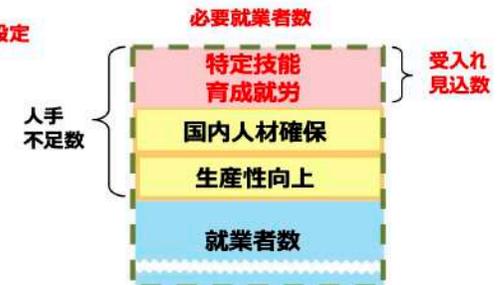
リネンサプライ分野
物流倉庫分野
資源循環分野

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

### 2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少  
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

(人)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計	
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000					820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900		805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600		426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500		1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ

※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

1

# 特定技能・育成就労の分野別運用方針の主要な記載事項 ②

## 分野別運用方針の主要な記載事項②



### 3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

### 4 制度の運用に関する重要事項

#### (1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「-」は転籍制限期間 が1年の分野)	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年

#### (2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの	育	特・育	特・育	-	特・育	特・育	特	特・育	-	特・育	特・育	-	-	特	-	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人 への加入等	-	-	特	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特・育	-	-	-	-	-	-
受入れ機関の 受入人数上限	特・育	-	特・育	-	-	-	-	-	特・育	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-
監理支援機関等の範囲	育	-	-	-	特・育	-	-	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2

# 「育成就労制度」における産業分野は、全て「特定技能制度」の産業分野

## 特定産業分野(特定技能制度)

「生産性向上や国内人材確保のための取組（女性・高齢者のほか、各種の事情により就職に困難を来している者等の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等を含む。）を行った上で、なお、**人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野**」

（「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（2025年3月11日閣議決定）以下、「基本方針」）

## 育成就労産業分野

「**特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野**」（「基本方針」）

	産業分野	業務区分
厚労省	介護	・介護
	ビルクリ	・ビルクリーニング
経産省	工業製品製造業	・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造・RPF製造 ・陶磁器製品製造・印刷・製本 ・繊維製品製造・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プラスチック製造・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造・かばん製造
国土交通省	建設	・土木・建築 ・ライフライン・設備
	造船 船用工業	・造船・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	・自動車整備 ・車体整備
観光庁	鉄道	・軌道整備・電気設備整備 ・車両整備・車両製造 ・運輸係員・駅・車両清掃
	宿泊	・宿泊

	産業分野	業務区分
農林水産省	農業	・耕種農業全般 ・畜産農業全般
	漁業	・漁業・養殖業
	飲食料品製造業	・飲食料品製造業 ・水産加工業
	外食業	・外食業
林野庁	林業	・林業
	木材産業	・木材産業

	産業分野	業務区分
国土交通省	航空	・空港グランドハンドリング ・航空機整備
	自動車運送業	・トラック運転者 ・タクシー運転者・バス運転者

## 新規追加分野

	産業分野	業務区分
厚労省	リネンサプライ	・リネンサプライ
国交省	物流倉庫	・物流倉庫
環境省	資源循環	・廃棄物処分量(中間処理)

※「業務区分」とは、産業分野内で、従事させる業務において要する相当程度の知識又は経験を必要とする技能の範囲を画するとともに、転職の範囲を画するものとして当該分野に係る分野別運用方針において規定されるもの

「技能実習制度」では活用されているものの「育成就労制度」対象外となる産業分類・職種の例

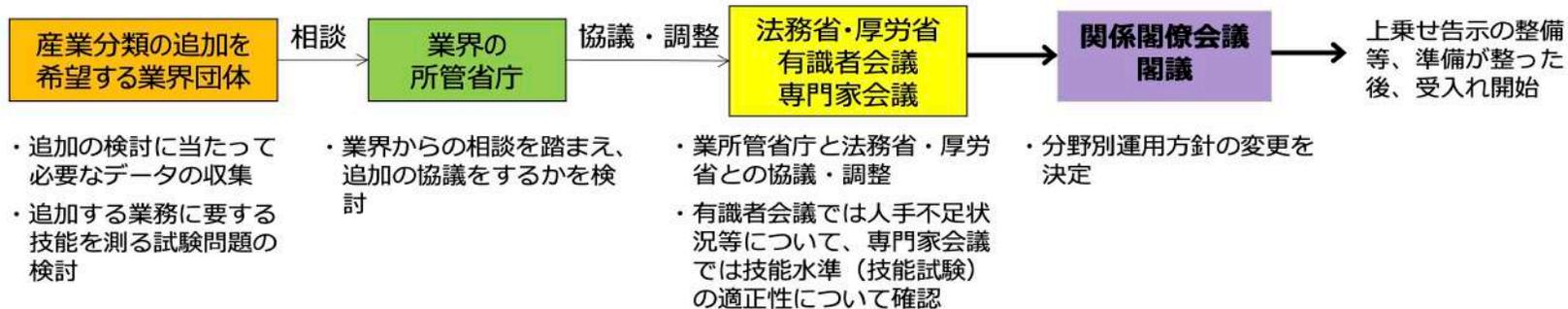
- フォークリフトトラック製造
- 医療機械器具製造
- (1年技能実習で受け入れている)自動車組立
- なめし革製造
- 革製履物製造
- 板ガラス加工
- (工業製品製造業でない)化粧品工場等での梱包
- ボイラーメンテナンス など

# 育成就労・特定技能制度での産業分類追加のために必要となる手順

- ・ **業界団体が中心となって対象となる産業分野の人手不足の状況や生産性向上の取組状況等のデータをとりまとめる必要がある。**

## 【新たな業務を追加することに伴い産業分類を追加し、試験を整備の上、分野別運用方針の変更を行うケース】

産業分類追加に当たって、業種を所管する省庁から、法務省・厚労省に協議の上、有識者会議・専門家会議に諮ることとなるが、**各種データ等の整理、提供及び資料作成は、追加を希望する業界団体が中心**となって行う。



政府は、掛るマイクロマネージメントに費やすエネルギーを、スタートアップや業界団体未結成の「将来の成長企業」が、人手不足を克服して成長可能となる政策作りのために投入すべき。

## 相談に当たり必要となる対応等の(工業製品製造業分野の場合)

項目	必要な対応等
人手不足の状況	人手不足のデータを、有効求人倍率等の統計又は業界アンケート等により、定量的に示す。
生産性向上	労働生産性が過去5年程度で、どの程度改善しているかのデータを示す（統計、業界アンケート等）。生産性向上の取組について、業界における取組や個別具体的な取組と成果等について定量的に示す。
国内人材確保	従業員の女性比率・高齢者比率について、過去5年でどの程度向上しているかのデータを示す（統計、業界アンケート等）。女性採用、高齢者採用等について、業界全体の取組方針や、個別の具体的な取組と成果を定量的に示す。
安全衛生対策	労働災害発生率等について、過去5年で、どの程度改善しているかをデータで示す（統計、業界アンケート等）。業界全体、個別取組等について取組と成果を定量的に示す。

項目	必要な対応等
試験実施体制	特定技能評価試験（1号・2号）及び育成就労評価試験（初級・専門級）を、業界団体が実施するため、試験の実施体制を構築するため、試験の実施体制を構築する。試験は、基本的に学科試験（筆記試験）及び実技試験（製作等作業試験）があるため、両方の試験が実施できる体制を整える。
試験実施要領	試験内容の構成、試験時間、配点、受験料、開催頻度等、試験を実施するために必要な事項をまとめた要領を作成する。
試験問題	各試験における学科試験及び実技試験の実例問題を作成する。

過去の生産性向上確認に止まらず、将来の生産性向上を要件化すべきではないか。

# 特定技能の試験実施状況と合格率・在留者数 (2025年6月末時点)

特定産業分野	実施国	特定技能 1 号				特定技能 2 号			
		受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B/A)	在留者数(X)	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B/A)	在留者数
1 介護	国内+海外12か国	175,210	135,685	77.4%	54,916	在留資格「介護」・・・13,949人			
2 ビルクリーニング	国内・海外12か国	17,151	14,152	82.5%	7,418	130	17	13.1%	5
3 工業製品製造業	国内・海外4か国	6,863	1,216	17.7%	51,063	3,025	1,457	48.2%	410
4 建設	国内・海外12か国	8,169	3,213	39.3%	43,599	7,603	1,346	17.7%	561
5 造船・船用工業	国内・海外1か国	273	251	91.9%	10,645	461	410	88.9%	146
6 自動車整備	国内・海外3か国	8,370	5,979	71.4%	3,747	1,321	433	32.8%	73
7 航空	国内・海外5か国	7,588	4,760	62.7%	1,818	34	4	11.8%	0
8 宿泊	国内・海外8か国	24,460	16,086	65.8%	1,265	126	34	27.0%	17
9 自動車運送業	国内・海外13か国	2,612	1,902	72.8%	10	現時点にて「2号なし」			
10 鉄道	国内	39	30	76.9%	21	現時点にて「2号なし」			
11 農業	国内・海外12か国	101,594	90,332	88.9%	34,935	4,575	1,757	38.4%	519
12 漁業	国内・海外1か国	4,281	2,481	58.0%	3,842	126	32	25.4%	11
13 飲食料品製造業	国内・海外3か国	171,396	104,486	61.0%	84,071	6,499	3,456	53.2%	821
14 外食業	国内・海外8か国	176,235	119,022	67.5%	35,771	2,707	1,403	51.8%	510
15 林業	国内	12	4	33.3%	0	現時点にて「2号なし」			
16 木材産業	国内・海外1か国	137	68	49.6%	2	現時点にて「2号なし」			
合計		704,390	499,667	70.9%	333,123	26,607	10,349	38.9%	3,073

## <目次>

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 今次総選挙結果を活かし、「失われた35年」に終止符を    | 2  |
| 2. グローバル人材活用により、持続的成長を実現         | 7  |
| 3. 基本方針なき「なし崩しの外国人受け入れ」からの軌跡     | 13 |
| 4. 求められる「基本法」の制定                 | 29 |
| 5. 踏み込み不足の今次「育成就労・特定技能」制度改正      | 38 |
| 6. 「基本法」の下、「秩序ある真の開国」に向け、抜本改革実現を | 49 |

# 今次法改正等では、「特定技能制度」はほとんど手付かずのまま終息？

## <共通課題>

●「特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムの策定」、「特定技能外国人に対する支援にキャリア形成の支援義務」は新たに加わったものの、入管法には、制度目的として「人材育成」が引き続き明記されておらず、「キャリアアップ」に関する法的責任の所在が不明確。

——法務省所管の入管法には、労働政策である「キャリアアップ」、「人材育成」等を書き込めないのではないか。

●全ての特定技能の分野では、現場の実態にあわせた実地による実技試験(原則として「作業を伴う試験(製作等作業試験)」)を行うべき。

●現状、どの組織も外国人材の保護機能を担っていない。

## <特定技能1号>

●現在の「特定技能1号評価試験」のレベル・態様は、「即戦力」とは言い難いのではないかと。

●異なる分野・業務区分への移行は、「即戦力」人材であることを実際に担保する実効性ある「特定技能1号試験」合格を前提とすべき。

●「即戦力」人材が担保できない「海外での特定技能試験」は、廃止すべき。(「入口」の抜け穴を塞ぐ。)

——例えば、3年間の猶予を置いて廃止、以後は「『育成就労(原則3年)』⇒『特定技能1号(5年)』の連続性を基本としてはどうか。

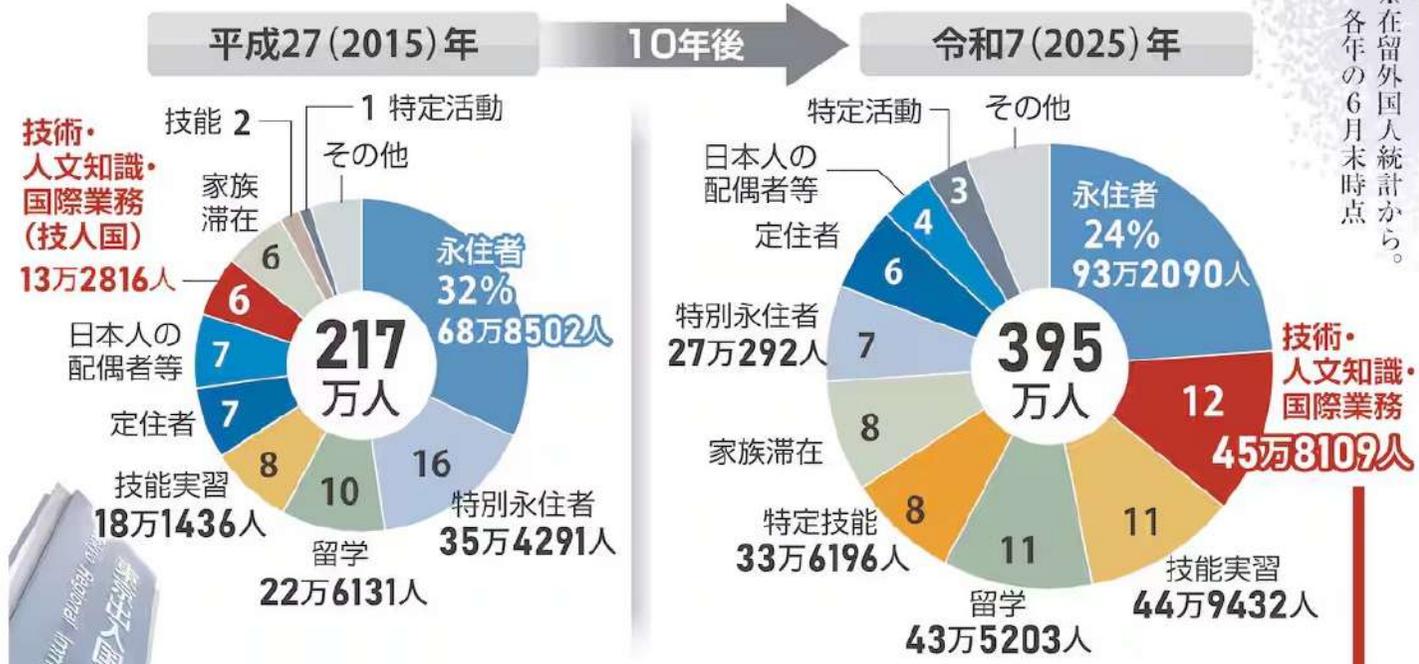
## <特定技能2号>

●永住許可に結びつきうる現行「特定技能2号評価試験」は、難易度の分野間ばらつきをなくし、厳格化を図るため、「技能重視」をより徹底し、真に熟練した技能を有する者を選ぶ制度に見直すとともに、「同等報酬基準」を厳格に審査すべき。

●同時に、「社会統合の観点から「日本社会における秩序ある共生能力」をも評価するものとすべき。

# 技人国はここ10年で3倍以上の増加、多くの課題に直面

## 外国人の在留資格の構成割合の変化



## 「技人国」の国・地域別の構成割合



「失われた30年」外国人3倍に増 在留資格の形骸化懸念、ブローカーと「いたちごっこ」 産経新聞 2026年2月28日

# 入管庁が示した「技術・人文知識・国際業務」と「特定技能」の違い

令和8年1月現在

	特定技能 1号	特定技能 2号	技術・人文知識・国際業務
活動内容	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務	● 自然科学の分野又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務 ● 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務（国際業務）
許可基準（注1） （学歴・職歴、日本語能力等）	● 技能水準 特定技能1号評価試験合格 等 ● 日本語能力水準 日本語能力試験N4以上合格 等 （分野によってはN3以上合格等が必要）	● 技能水準 特定技能2号評価試験合格 等 ● 日本語能力水準 日本語能力N3以上合格が必要 （漁業及び外食業分野）	● 大卒程度又は実務経験10年以上 （国際業務に従事する場合は、3年以上）
【想定される主な活動】（注2・注3）	※2025.11末速報値（375,044人）	※2025.11末速報値（6,744人）	※2025.6末（458,109人）
宿泊業（ホテル・旅館）	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務 (1,865人)	複数の従業員を指導しながら行うフロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務 (27人)	フロント、企画・広報 (統計なし)
外食業（飲食店）	飲食物調理、接客、店舗管理 (42,396人)	飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営 (928人)	複数店舗の店舗管理、店舗経営、企画業務 (統計なし)
工業製品製造業	製造工程・組立工程の作業 (56,231人)	複数の作業員を指導しながら行う製造工程・組立工程の作業、工程管理 (754人)	設計、プログラミング、技術開発 (統計なし)
自動車整備業	自動車の日常点検整備等の基礎的な業務 (4,430人)	他の要員への指導を行いながら行う自動車の日常点検整備等の一般的な業務 (289人)	整備士・整備工の指導監督、自動車整備主任者 (統計なし)
建設業	指導者の指示・監督を受けながら行う土木作業等 (48,338人)	複数の建設技能者を指導しながら行う土木作業等、工程管理 (1,446人)	建築設計、設計監理、建築積算 (統計なし)

（注1）在留資格「特定技能」に係る許可基準は、分野により異なります。詳しくは特定技能運用要領を御確認ください。（[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00201.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00201.html)）

（注2）表内の記載は対比する目的で概略を整理したものであり、申請に際しての具体的な不明点は地方出入国在留管理官署に御相談ください。

（注3）特定技能各分野の仕事内容の詳細については、入管庁HPを御確認ください。（特定技能1号：[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10\\_00179.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00179.html)）

（特定技能2号：[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10\\_00180.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/10_00180.html)）

# 「育成就労・特定技能」に比べ、「技術・人文知識・国際業務」は野放図？

	育成就労	特定技能 1 号	特定技能 2 号	技人国
必要なスキル	なし	相当程度の知識又は経験を必要とする技能	熟練した技能	専門的な技術・知識または経験
日本語の要件	○	○	○	×
生活・就労支援義務	○ (+保護義務)	○	○	×
受入れ可能分野の限定	○ (育成就労産業分野)	○ (特定産業分野)	○ (特定産業分野)	×
在留可能な期間の上限	○ (原則 3 年)	○ (通算で上限 5 年まで)	×	×
分野毎の受入人数上限	○	○	×	×
分野毎の協議会への受入機関の加入義務	○	○	○	×
転職する場合の受入機関の変更審査	○ (新たな育成就労計画の認定が必要)	○ (在留資格変更許可申請が必要)	○ (在留資格変更許可申請が必要)	×
派遣契約	×	×	×	○ (農業・漁業のみ可)
家族帯同	×	×	○	○
永住申請	×	×	○	○

# 「技術・人文知識・国際業務」にまつわる課題と見直しの方向性

## ●「技人国」の該当範囲：

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

(入管法別表第二の一の表の教授、芸術、報道の項に掲げる活動、  
二の表の経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行の項に掲げる活動を除く。)

## ●現状課題：

**不正を見抜く審査や実態調査が必ずしも十分に行われておらず、悪用・濫用ケースが生じている。**

(例)人手不足対応のために安易に雇用され、特段のキャリアアップも図られずに、同種作業反復的な低技能・非熟練の現業的業務に従事 等

## ●考えられる構造的要因：

- (1) 「技人国」の該当範囲の不徹底、理解不足。
- (2) 入管庁職員の圧倒的な人員不足、知識・処理能力・制度の周知不足等、「審査・調査体制」の不備に加えて不適切な仲介、違法な申請サポートを行う事業者の存在(ブローカーの暗躍)。
- (3) 外国人並びに受入れ事業者への支援、指導を行う機関の不在。
- (4) 本来利用すべき制度(特定技能)の高い障壁、進む複雑化(より易き手段が選ばれる動き)。

## ●見直すべき方向性：

- (1) 「特定技能・技能実習(育成就労)」との違いの周知徹底。
- (2) さらなる予算の引き上げ、DX化の推進、申請提出書類の見直し。  
**実態調査、指導は厚労省と共管**で行い、悪質な国内外の仲介者、雇用主への制裁の徹底。
- (3) 「特定技能・育成就労」は、厳格化だけではなく、**制度の使いやすさの向上との両輪での改革。**  
(例)工業製品製造業分野における日本標準産業分類上の制限、業務区分の見直しを行う 等
- (4) 共生・社会統合の観点から、**国が「技人国」を含む全ての在留資格について生活・就労プログラムの受講と一定の日本語学習機会を提供する。**

# 「質の高い労働」、「能力・実績による評価・報酬」の国こそが「選ばれる国」

**「両制度を外国人がキャリアアップしつつ、国内で就労し、活躍できる、分かり易いものとする」**

(「骨太の方針2023」、2023年6月9日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」)

**「業所管省庁は、育成就労制度及び特定技能制度の育成・キャリア形成プログラムを策定する」**

**「特定技能外国人に対する支援にキャリア形成の支援を加える」** (2024年2月9日「閣僚会議決定」)

① **人材育成・キャリアアップに関し、業所管省庁・業界団体・受入れ企業に丸投げ。**

② 「就労期間に応じた昇給」(2024年2月9日「閣僚会議決定」P6)とあるが、これは「年功賃金」が前提。

——「真の能力実績主義」に基づき、働く人が納得できるキャリアアップを実現すべき。

——「同一労働同一賃金」を徹底すべき。

③ **「特定技能制度」の目的に「人材育成」が追加されず、政府が法律に基づく制度化なしで、キャリアアップの実効性を担保させることは困難。**

④ 要件を満たした「転籍可能者」は、「3年間の育成期間」修了を待たずに特定技能へ早期移行可能へ

—— これまでは、少なくとも技能実習3年間は技能実習に専念の上、「技能検定試験3級」

または「技能実習評価試験専門級」合格後に、特定技能へ移行が原則であった。

今後は、育成就労期間修了前に、3年未満で、技能担保力があるとは言い難い現状の

特定技能1号評価試験合格をもって特定技能へ移行可能に。

➔ **このままで、「日本が魅力ある働き先として選ばれる国」になることができるか？**

# 「労働施策総合推進法」（安倍働き方改革の理念法）

2018年7月公布・下記第三条は即施行

（基本的理念）

第三条

（略）

2 労働者は、職務の内容及び職務に必要な能力、経験その他の職務遂行上必要な事項（以下この項において「能力等」という。）の内容が明らかにされ、並びにこれらに即した評価方法により能力等を公正に評価され、当該評価に基づく処遇を受けることその他の適切な処遇を確保するための措置が効果的に実施されることにより、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

# 「骨太の方針 2024」では外国人材への「同一労働同一賃金」に正式初言及

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（2024年6月21日 閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現  
～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応

(2) 海外活力の取り込み

(外国人材の受入れ)

**最低賃金及び同一労働同一賃金の遵守の徹底等を通じて、  
適正な労働環境を確保する。**

(参考) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版」  
(2023年6月16日 閣議決定)

同一労働・同一賃金制は、現在のガイドラインでは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の比較で、非正規雇用労働者の待遇改善を行うものとなっているが、職務限定社員、勤務地限定社員、時間限定社員にも考え方を広げていくことで再検討を行う。

**なお、同一労働・同一賃金制は、外国人を含めて適用されることに改めて留意する。**

# 積み残された重要課題に、急ぎ答を出す要。

## ★外国人政策の基本戦略確立のため、「基本法」等を早期に制定すべき。

→経済社会を成長発展させるため、どのような外国人材とともに、どのような国を、どのように目指すのか。外国人政策に関する大きな哲学、ビジョン、基本戦略を基本法等として示すべき。

- 「育成就労」、「特定技能」の両制度の**法律は一本化**し、外国人材育成、キャリア形成に関するひと繋がり制度として、**厚生労働省・法務省共管の新法**とする。
- 両制度とも、魅力ある働き先国として、**真の能力実績主義**に基づくキャリアアップを徹底する仕組み、法律とすべき。  
→「同一労働・同一賃金」の徹底(年齢、性別、国籍、障害の有無、正規・非正規別、等による差別の解消)
- 本来、両制度の対象業種は、**原則全ての業種**とすべき。中小企業に止まらず、零細企業、スタートアップ、個人事業主・小規模企業等における深刻な労働力不足の解決にも資するよう、**業種別団体等がない業務・職種の経済主体も利用可能な制度**となるよう、社会経済的安定の維持、確保を前提に、特例的な外国人材活用に関する取り扱いを制度化すべき。  
→「秩序ある真の開国へ」(優秀なグローバル人材に向け、広く開国)
- 当面は、育成就労制度における主たる技能(必須業務)の**大括り化(設定対象を業務区分と同一とすること)を推進**すべき。
- 両制度をカバーする**許可制かつ非営利の「管理支援機関(仮称)」**を導入し、特定技能制度においても、監査及び雇用関係成立のあっせんだけでなく、迎え入れる外国人材の立場に立って、保護・支援・育成を行う機能も義務化すべき。
- 長期安定就労者等の高技能外国人材かつ、地域共生社会作りの中核人材候補は優遇**し、人材の育成に資する**インセンティブ(優遇策)**を示すべき。

### 【インセンティブの例】

原則は、同一企業かつ同一業務区分での就労(長期安定就労)で

【家族帯同】→5年超(育成就労3年+特定技能1号2年超)/技能検定2級相当+日本語N2

【永住許可】→計8年間/技能検定1級相当+N2+居住する地方自治体からの推薦

- 永住許可に結びつきうる現行「**特定技能2号評価試験**」は、難易度の分野間ばらつきを解消しつつ、「**技能重視**」をより徹底し、**真に熟練した技能を有する者を選ぶ制度**に見直すとともに、「**同等報酬基準**」を**厳格に審査**すべき。  
同時に、**社会統合の観点から「日本社会における秩序ある共生能力」**をも評価すべき。(再掲)